

第四次岩手県循環型社会形成推進計画

(第六次岩手県廃棄物処理計画)

(第二次岩手県ごみ処理広域化計画)



令和8年3月
岩手県

—目 次—

＜この計画で用いられているキーワード＞	1
＜この計画における法令の略称＞	5
第1章 計画策定の趣旨	6
第1節 計画の趣旨	6
第2節 計画の性格	7
第3節 計画の期間	8
第2章 循環型地域社会の形成に係る現状と課題	9
第1節 資源循環の概況（物質フロー）	9
第2節 一般廃棄物（ごみとし尿）	11
1 ごみの排出の状況	11
2 ごみの循環的利用	14
3 ごみの適正な処理	15
4 ごみの広域的処理	16
5 ごみ処理事業	17
6 し尿の処理	18
7 前計画の目標達成状況	19
（1） 目標達成状況	19
（2） 課題	19
第3節 産業廃棄物	21
1 産業廃棄物の排出・処理の状況	21
（1） 種類別の排出量	21
（2） 処理フロー	22
（3） 本県の代表的な産業廃棄物	23
（4） 不適正処理の現状	25
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況	25
3 産業廃棄物処理施設の設置状況	26
4 産業廃棄物処理における公共関与	27
（1） 廃棄物処理センターの運営状況	27
（2） 次期産業廃棄物最終処分場の整備	28
5 前計画の目標達成状況	28
（1） 目標達成状況	28
（2） 課題	29
コラム 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案	30
第4節 循環型地域社会の形成を推進するビジネス・技術	32
第5節 廃棄物分野における温室効果ガスの削減	32
第6節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保	33
第7節 放射性物質汚染廃棄物等の処理	34
第3章 目指す姿	35

第1節	目指す循環型地域社会の姿	35
1	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	36
(1)	環境負荷の少ないライフスタイルへの転換	36
(2)	新たな環境ビジネスの創出支援	36
(3)	関係産業・学術機関等との連携体制の構築	36
(4)	適正なりサイクル推進体制の確立	36
(5)	海岸漂着物対策地域計画に基づく取組	36
2	災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	37
(1)	地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築	37
(2)	万全な災害廃棄物処理体制の構築	37
(3)	廃棄物処理施設の設置の最適化	37
3	廃棄物の適正処理	37
(1)	適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保	37
(2)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理	38
(3)	放射性物質汚染廃棄物処理の実施	38
第2節	目標	38
1	廃棄物の将来予測	38
(1)	一般廃棄物の将来予測	38
(2)	産業廃棄物の将来予測	39
2	一般廃棄物に関する目標	42
(1)	リサイクル率	42
(2)	エコ協力店いわて認定店等による店頭資源回収量	42
(3)	県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量、県民一人1日当たり事業系ごみ排出量、最終処分量	42
3	産業廃棄物に関する目標	43
(1)	産業廃棄物排出量	43
(2)	再生利用率	43
(3)	最終処分量	43
(4)	自県内処理率	44
4	廃棄物の不適正な処理の防止等に関する目標	44
5	資源循環に関する目標《参考指標》	44
6	本計画の目標の一覧	45
第4章	施策の展開方向	46
第1節	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進	46
1	環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進	46
(1)	各主体と連携した循環型地域社会形成施策の推進	46
(2)	ごみの発生・排出の抑制、循環的利用の推進	46
(3)	廃棄物分野における脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	48
2	新たな環境ビジネスの創出支援	49

3	関係産業・学術機関等との連携体制の構築の推進	49
(1)	各種研修会の開催による適性処理の推進	49
(2)	各種制度の活用による支援	49
4	適正なりサイクル推進体制の確立	50
(1)	一般廃棄物に関する施策	50
(2)	産業廃棄物に関する施策	50
(3)	その他の個別のリサイクル法等による取組の推進	52
(4)	循環型地域社会の形成に関する条例等による取組の推進	54
5	海岸漂着物対策地域計画に基づく取組の推進	56
	コラム 海岸漂着物の概要と県の取組	57
第2節	災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進	58
1	地域の実情にあったごみ処理の推進	58
(1)	ごみの適正処理の推進	58
(2)	ごみの広域的処理の推進	58
(3)	し尿処理及び生活雑排水対策の推進	59
2	災害に備えた廃棄物処理体制の構築の推進	60
(1)	平時における災害廃棄物対策の推進	60
(2)	災害発生時における災害廃棄物対策の推進	60
3	産業廃棄物処理体制の確保	61
(1)	産業廃棄物処理施設の適正な設置等の促進	61
(2)	廃棄物処理センターの健全な運営	61
第3節	廃棄物の適正処理の推進	62
1	適正処理の推進に向けた監視体制の確保等	62
2	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進	62
3	放射性物質汚染廃棄物等の処理の実施	63
第5章	循環型地域社会の形成に向けた各主体の役割	63
第1節	県民の役割	63
第2節	事業者の役割	63
第3節	市町村の役割	64
第4節	県の役割	64
第6章	計画の推進	65
第1節	進行の管理	65
第2節	進捗状況の公表	65

<この計画で用いられているキーワード>

循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムです。この経済システムでは、例えば、環境配慮設計や修理等により製品等の長寿命化、再利用、リサイクル等が促進され、資源が可能な限り効率的かつ循環的に利用され、天然資源利用や廃棄物が減少します。また、資源を効率的かつ循環的に活用することは、「環境と成長の好循環」につながる新たなビジネスの創出等を通じて、それ自体が価値の源泉となるため、循環経済への移行は地域経済の成長を促す新たな機会ともなり得ます。

デカップリング

「分離を意味」する言葉です。環境分野で用いる場合は、環境負荷の増加率が経済成長の伸び率を下回っている状況を表します。資源消費量及び環境影響と経済活動とをそれぞれデカップリング（切り離し）しながら、経済成長と環境保全を両立させ、「ウェルビーイング/高い生活の質」を向上させることが循環経済の目的となります。

SDGs

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称で、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としています。

また、SDGs の 17 のゴールはそれ自体では関連性を持ちませんが、2030 年アジェンダでは地球環境時代の行動規範を目指して、経済・社会・環境の 3 層が理念構成の柱とされていることから、17 のゴール群を、「経済・環境・社会」の観点から関連付け並べ替えた先導的事例も示されています。

県では、この計画の推進に当たり、SDGs の各ゴールや「経済・環境・社会」との関連性も意識しながら、他分野と連携して統合的に施策を展開していくこととしています。



【図：SDGs ロゴ・アイコン¹（左）とSDGs ウエディングケーキモデル²（右）（SDGs の各ゴールを経済・社会・環境で関連付け）】

ネイチャーポジティブ

「自然再興」を意味する言葉です。「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。令和4年12月に生物多様性の世界目標として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。その令和10年ミッションとして、「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という考え方が掲げられています。

ネット・ゼロ

正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉です。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指します。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、また他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のもの」をいい、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

（産業廃棄物）

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定められた20種類のものをいい、すべての業種に共通するもの（燃え殻、汚泥など）と特定の業種に限定されるもの（紙くず、木くずなど）があります。

産業廃棄物の処理責任は排出者にあり、自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理することになります。

（一般廃棄物）

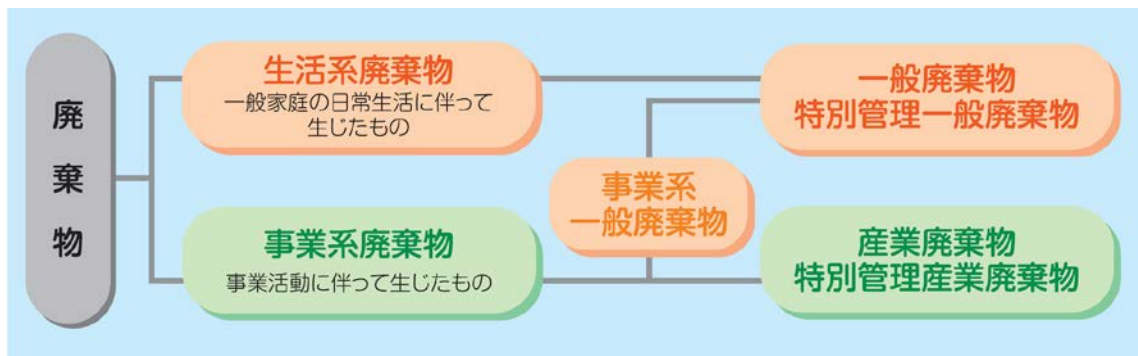
一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活に伴って排出される生活系廃棄物（ごみ、し尿）と事業活動に伴って排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）をいいます。事業系一般廃棄物には、事務所、商店等から排出される紙くず等があります。

市町村は、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬、処分をしなければなりません。

¹ 国際連合広報センターホームページ (https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/) から引用

² ストックホルム・レジリエンス・センターホームページ (<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>) から一部加工の上引用

なお、事業者は、事業活動に伴って排出するすべての廃棄物について処理責任があります。



(岩手県「産業廃棄物の適正処理のために」(令和7年度)から抜粋)

3 R + Renewable

3 R (リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用)) に再生不可能な資源への依存度を減らし再生可能資源に置き換える Renewable (リニューアブル) を加えたもの。「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月)の中に掲げられた基本原則です。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことを言います。なお、食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれます。

災害廃棄物

環境省の「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月)によると、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するものを指します。

国の「国土強靱化基本計画」(令和5年7月)では、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避することが目標に掲げられています。

災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理のためには、災害廃棄物処理計画の策定、一般廃棄物処理施設の早期強靱化、関係団体・他の地方公共団体・環境省の地方環境事務所等との連携体制の構築、職員の研修・訓練等の事前の備えにより、多くの大規模災害について地方公共団体レベルで一般廃棄物の処理を適正に継続し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制を構築していくことが求められます。

(モノの) ライフサイクル

経済社会の物質フローについて、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を指します。

これまでは、自然から大量の資源を取り出し、大量に生産・消費して、不要となったも

のを大量に廃棄することで経済発展がもたらされてきましたが、資源需給のひっ迫や環境破壊を引き起こすなど、さまざまな問題が生じています。

今後は、経済全体を「量から質へ」転換し、「必要なモノ（サービス）を、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、現在の経済社会の物質フローを、環境保全上の支障が生じないことを前提にライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化していくことを目指していく必要があります。

海洋ごみ

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）では、「海洋ごみ」を「漂流ごみ等」（沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物）と「海岸漂着物等」（海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等）に分類しています。

海洋ごみは海洋生物や漁業、観光等に影響を与え、近年ではマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されています。

＜この計画における法令の略称＞

この計画に掲げる法令については、本文中において、次のとおり略称を使用して記載しています。

法令の名称（法令番号）	略称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	廃棄物処理法
循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）	循環型社会形成推進基本法
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）	プラスチック資源循環促進法
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）	容器包装リサイクル法
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）	家電リサイクル法
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）	小型家電リサイクル法
食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）	食品ロス削減推進法
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）	食品リサイクル法
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）	自動車リサイクル法
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）	海岸漂着物処理推進法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（平成13年法律第65号）	P C B 特措法
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）※	産廃特措法
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）	放射性物質汚染対処特措法

※令和5年3月31日に失効

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の趣旨

これまで我が国では、数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等を行い、廃棄物の適正な処理に取り組んできました。

また、平成12年には循環型社会形成推進基本法が制定されたことに伴い、同法第15条第1項に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を策定して、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減される循環型社会の形成に向けて、関連施策を推進してきました。

本県においても、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に即して、「岩手県廃棄物処理計画」（第一次計画期間：平成13年度～平成17年度、第二次計画期間：平成18年度～平成22年度）を定めるとともに、循環型地域社会の形成に関する条例や岩手県産業廃棄物税条例等を制定し、廃棄物の発生抑制及び循環的利用並びに適正処理に関する取組を進めてきました。

第三次岩手県廃棄物処理計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）については、廃棄物処理計画としての性格に加え、国の循環型社会形成推進基本計画の策定を受けて、事業者等によるゼロエミッション化をはじめとする3Rの取組や、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携して循環型社会形成を推進し、将来の世代も持続可能な発展ができるようにするため、岩手県循環型社会形成推進計画として策定しました。

第四次岩手県廃棄物処理計画（第二次岩手県循環型社会形成推進計画。計画期間：平成28年度～令和2年度）については、廃棄物の排出動向や将来推計を踏まえながら、引き続き、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に取り組むとともに、東日本大震災津波による新たな課題の解決を図ることや教訓を活かした施策の展開を図るための基本計画として策定しました。

第五次岩手県廃棄物処理計画（第三次岩手県循環型社会形成推進計画・岩手県ごみ処理広域化計画）については、頻発する自然災害に対応するための廃棄物処理体制の強化、脱炭素社会の形成推進や、海洋ごみへの対応など、次々と生じる多様な課題について、実効的な施策の展開を図るための基本計画として策定しました。

国において、第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）に基づく施策の実行により、循環経済への移行を進めようとしているところであり、地域においてもネット・ゼロ、ネイチャーポジティブと循環経済の統合的取組を進めることが重要になっています。

また、「食べられるにもかかわらず捨てられる」食品ロスや食品廃棄物、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されるマイクロプラスチックなどの問題に加え、気候変動が進行する中で気象災害が頻発化・激甚化しており、令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震や令和7年大船渡市大規模林野火災などの様々な形態の自然災害などによ

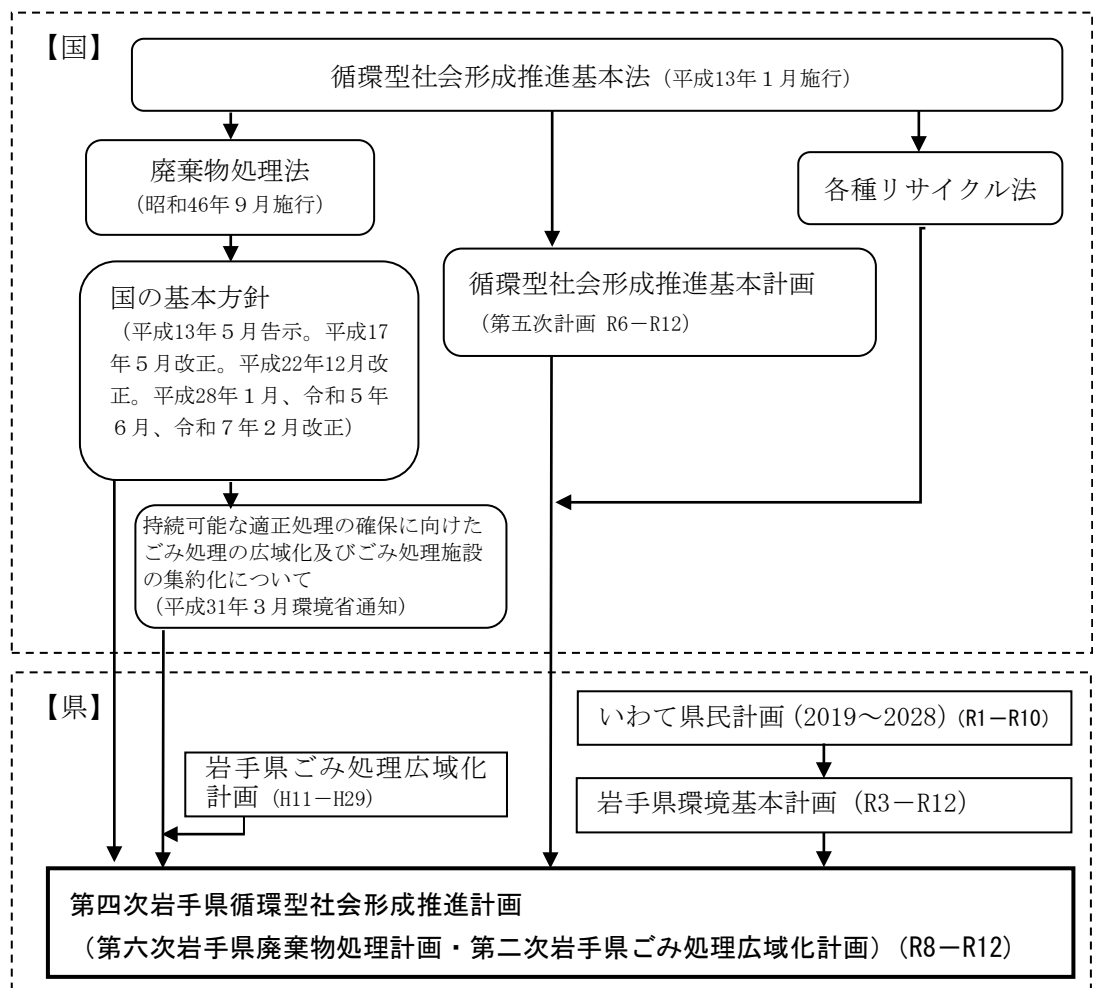
り発生する大量の廃棄物の処理など、多様な問題に対応するための取組を進めて行く必要があります。

第六次岩手県廃棄物処理計画（第四次岩手県循環型社会形成推進計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）は、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる「一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手」の実現を目指しながら、循環経済への移行のための取組により、環境・経済・社会の一体的向上による持続可能な「循環型地域社会」を構築し、これらの課題を解決するための実効的な施策の展開を図るための基本計画として作成したものです。

第2節 計画の性格

本計画は、次のとおり関係法令に基づいたものであるとともに、本県の循環型地域社会の形成に関する施策を実行していくための部門計画としての性格も併せ持っています。

- ① 循環型社会形成推進基本法第10条の規定に基づく循環型社会の形成に向けた施策等を盛り込んだ基本計画です。
- ② 廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づく本県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画です。
- ③ 「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県環境基本計画」を踏まえた廃棄物処理を含む循環型地域社会の形成に関する部門計画です。
- ④ 平成31年3月環境省通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」により都道府県知事が策定することとされた「ごみ処理広域化・集約化計画」です。



第3節 計画の期間

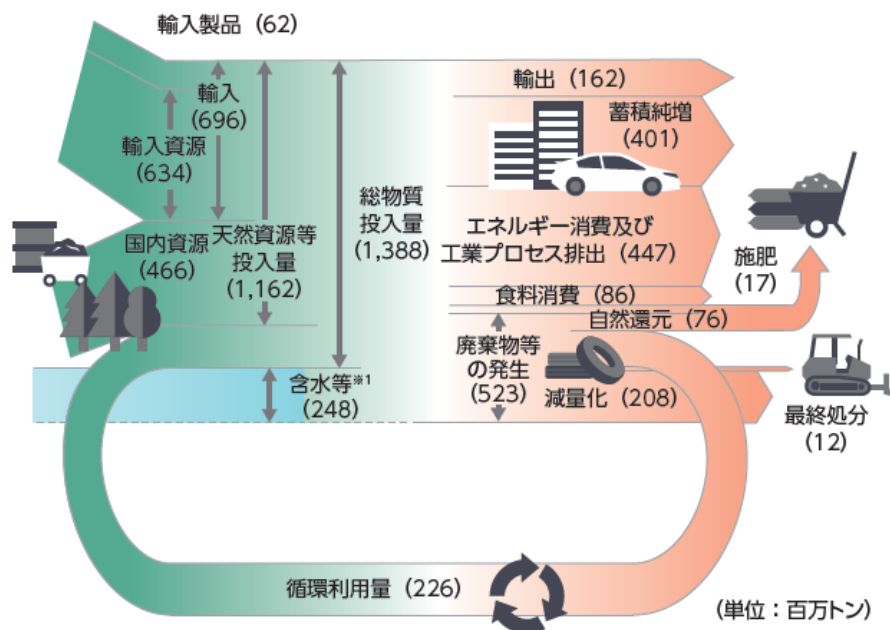
国の循環型社会形成推進基本計画や岩手県環境基本計画の計画期間を踏まえるとともに、前計画を引き継ぎ、令和8年度から令和12年度までとします。

第2章 循環型地域社会の形成に係る現状と課題

第1節 資源循環の概況（物質フロー）

循環型社会の形成を推進するためには、経済社会において、どれだけ資源が採取、消費、廃棄され、再び資源として循環しているか、という物質の流れ（以下「物質フロー」という。）を把握することが必要です。

我が国の令和4年度における物質フロー図³の概要は、図1のとおりです。



【図1 令和4年度の我が国における物質フロー図（令和7年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）】 図中※1は脚注参照⁴

令和4年度に国内で採取された資源は466百万トン、輸入は696百万トン、両者を合わせた天然資源等投入量⁵は1,162百万トンになっており、廃棄物等の循環利用量（226百万トン）と合わせた総物質投入量は1,388百万トンになっています。

国の循環型社会形成推進基本計画の取組指標である資源生産性⁶、循環利用率⁷（入口、

³ 物質フロー図 資源の投入から生産、廃棄までを一連の流れとしてとらえ、移出、移入の総量を把握し、「物質の流れ」を示すもの。国の「循環型社会形成推進基本計画」において国全体の物質フローが示されています。

なお、物質フローは、資源の消費を抑制し循環の利用を進めていくという、循環型社会の物の流れを表す指標として、国の循環型社会形成推進基本計画で用いられていますが、物質フローの算定方法については、まだ確立された技法はなく、これを単純に開放系の物流構造である県に適用することは、実態を正確に把握できるかとの課題もあることから、今後国や他の自治体の動向も見ながら検討していくことにしています。

⁴ 含水等 廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）

⁵ 天然資源等投入量 天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指します。

⁶ 資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量） 国の「循環型社会形成推進基本計画」において示されている指標で、一定量当たりの天然資源等投入量から生じる実質国内総生産を算出することによって、産業や人々の生活がいかにかを有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す指標です。

⁷ 循環利用率（入口側＝循環利用量／総物質投入量（循環利用量＋天然資源等投入量）、出口側＝循環利用量／廃棄物等の発生量） 国の「循環型社会形成推進基本計画」において示されている指標で、入口側の循環利用率は、社会に投入される資源（天然資源等投入量）のうち、どれだけ循環利用（再使用・再生利用）された資源が投入されているかを表す指標です。出口側の循環利用率は、廃棄物等発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標です。

出口)及び最終処分量は、令和4年度には、資源生産性が47.5万円／トン(令和12年度目標60.0万円／トン)、入口側の循環利用率が16.3%(令和12年度目標19%)、出口側の循環利用率が43.3%(令和12年度目標44%)、最終処分量が12.5百万トン(令和12年度目標11百万トン)となっています。

本県における循環型社会の形成を推進するためには、国と同様に物質フローを把握することが必要であることから、この計画においては、前計画に引き続き、国の物質フローに準じて、本県における物質フローを作成しました(図2)。

なお、本県の物質フローの特徴は次のとおりです。

■「入口」の指標：資源生産性

本県の令和5年度における資源生産性は29万8千円／トンで、平成30年度(18万5千円／トン)より増加している一方で、令和4年度の全国値45.8万円／トンと比較すると本県は3分の2以下となっています。

これは、岩石・砂利や石灰石などの投入される資源の量が多く、生産された製品やサービスの付加価値が低いことが影響しており、本県の産業構造の特徴を反映した結果になっているものと思われます。

■「循環」の指標：入口側の循環利用率、出口側の循環利用率

本県の令和5年度における入口側の循環利用率は23.0%で、平成30年度(18.5%)より4.5ポイント上昇しています。これは、入口側の循環利用率の分子となる循環利用量が微減である一方、分母となる総物質投入量が大幅に減少していることによります。東日本大震災津波からの復興工事等の減少により、岩石・砂利等の天然資源等投入量が大幅に減少したことに起因していると考えられます。

また、本県の入口側の循環利用率は、令和4年度の全国値16.5%と比較すると、6.5ポイント高くなっています。これは、本県は畜産農業が盛んであり、家畜排せつ物の循環利用量が多いことが影響しているものと思われます。

次に、出口側の循環利用率を見ると、令和5年度は68.3%で平成30年度(67.3%)より1.0ポイント上昇しています。出口側の循環利用率の分母となる廃棄物等の発生量、分子となる循環利用量ともに減少しています。

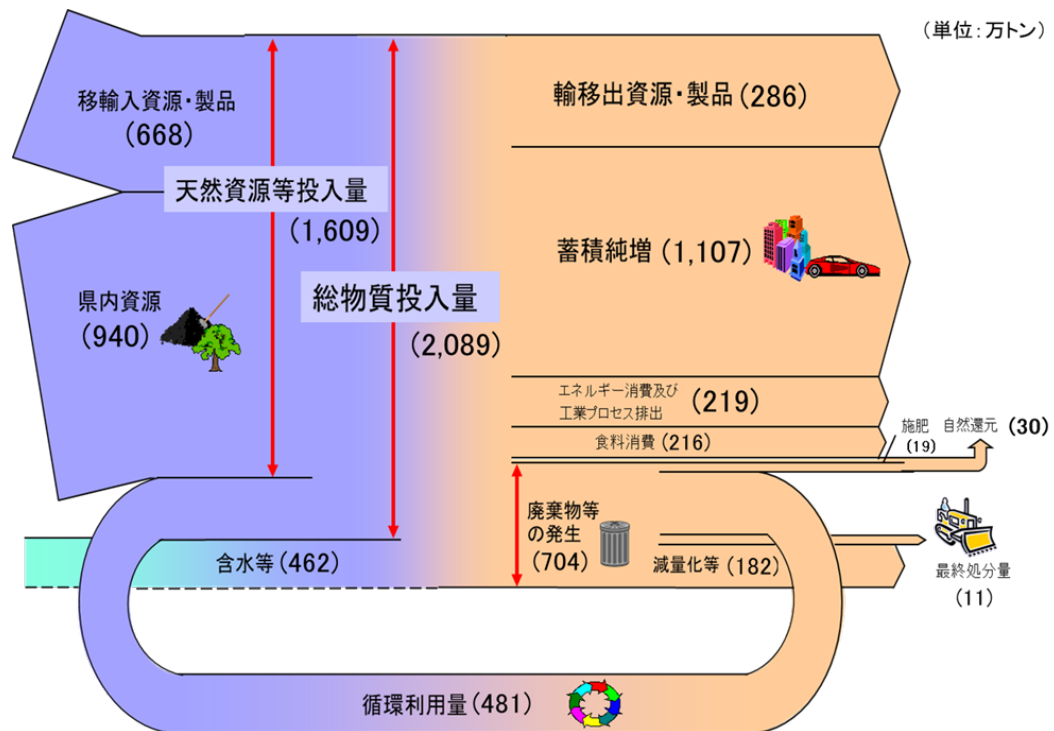
また、本県の出口側の循環利用率は、令和4年度の全国値44.0%と比較すると、24.3ポイント高くなっています。これも、本県は畜産農業が盛んであり、家畜排せつ物の発生量及び循環利用量が多いことが影響しているものと思われます。

■「出口」の指標：最終処分量

本県の令和5年度における最終処分量は11万トンで、平成30年度より1万トン減少しています。最終処分率でみると、令和5年度の最終処分率は1.6%で、平成30年度より0.1ポイント高くなっていますが、令和4年度の全国値と比較すると低い水準を維持しています。

この計画に記載している取組の推進や県民、事業者、県、市町村をはじめとした

多様な主体がその役割を果たしていくことにより、循環利用が拡大するとともに、最終処分量の削減や天然資源投入の抑制が促進されることが期待されます。



【図 2 本県の物質フロー（令和 5 年度）】

【表 1 本県及び国の資源生産性、循環利用率及び最終処分量】

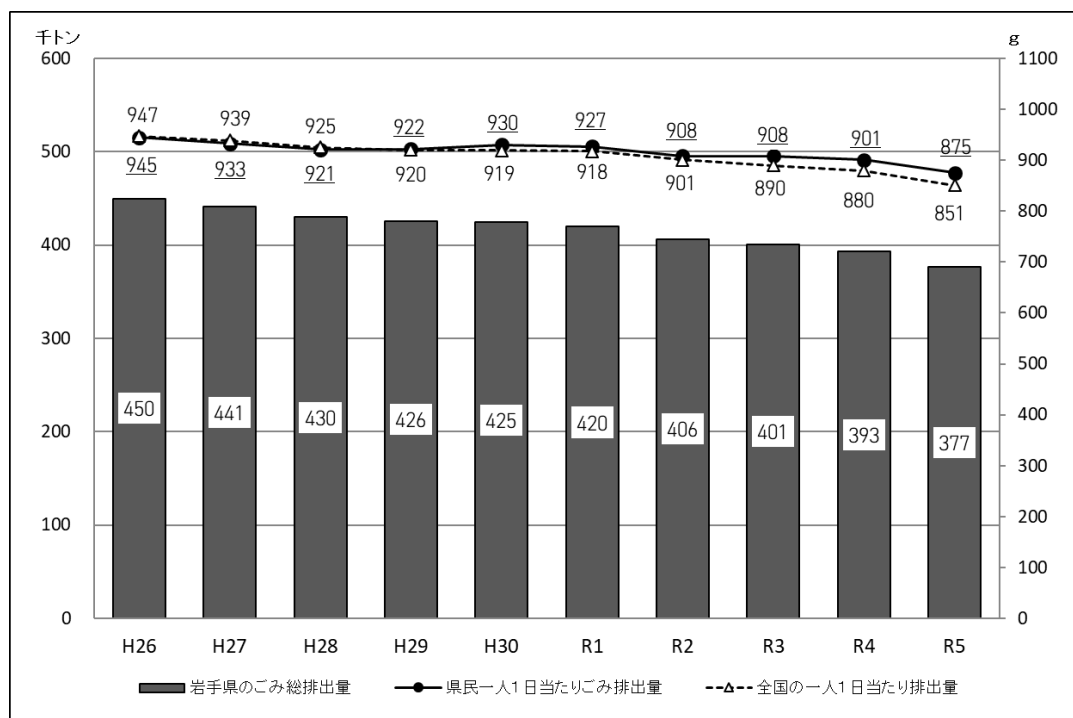
	岩手県			全国値
	H25年度	H30年度	R 5 年度	R 4 年度
資源生産性 (万円／トン)	17.4	18.5	29.8	45.8
循環利用率 (%)	25.9	18.0	23.0	15.4
最終処分量 (万トン)	38	12	11	1,200

第 2 節 一般廃棄物（ごみとし尿）

1 ごみの排出の状況

令和 5 年度に県内の市町村から排出されたごみの総量（総排出量＝収集ごみ＋直接搬入量＋集団回収量）は、約 37 万 7 千トンで、このうち家庭から排出された生活系ごみは約 26 万 1 千トン、スーパーなどの小売店や事業所等から排出された事業系ごみは約 11 万 6 千トンでした。平成 26 年度以降、ごみ排出量は減少が継続しています（図 3）。

また、県民一人 1 日当たりごみ排出量は、平成 26 年度をピークに減少傾向となっており、令和 5 年度における県民一人 1 日当たりごみ排出量は 875 グラムで、令和 5 年度の全国平均 851 グラムを上回っています（図 3）。

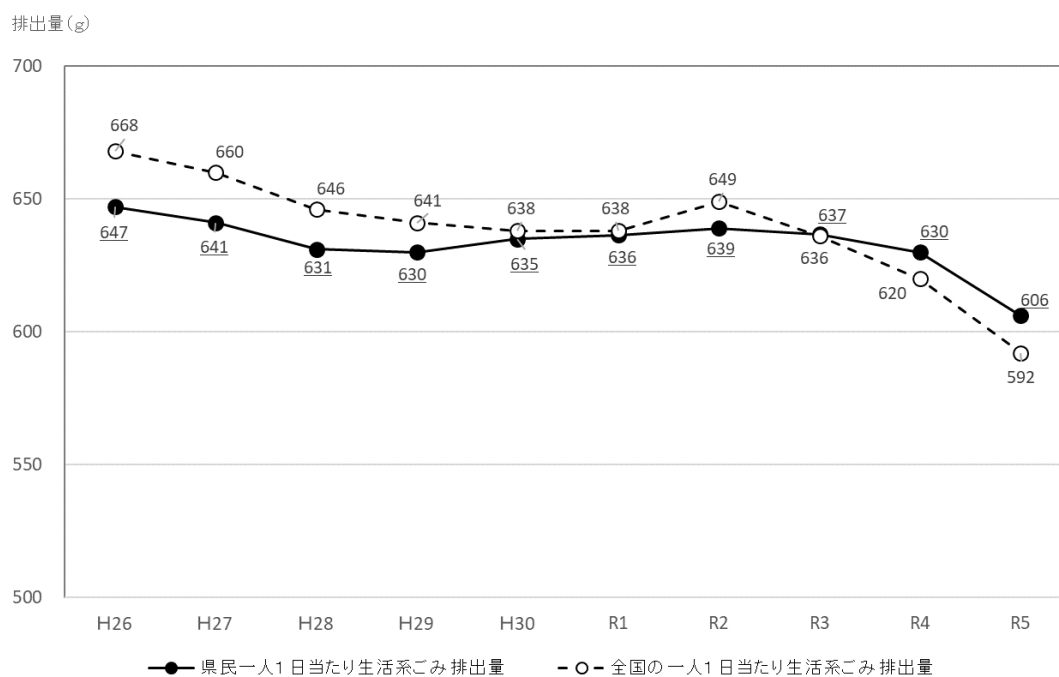


【図3 ごみ排出量等の推移】

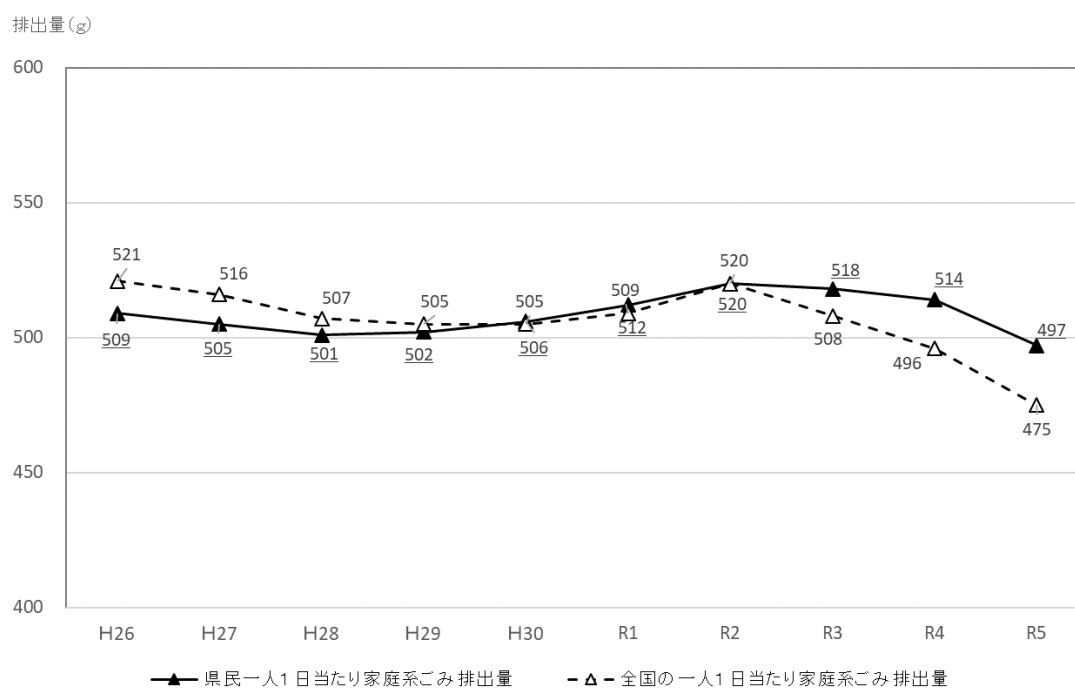
令和5年度における県民一人1日当たり生活系ごみ排出量は 606 グラムでした（図4）。さらに、令和5年度における「県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量」（生活系ごみ排出量から、集団回収量及び資源ごみ排出量を除いた量。いわて県民計画（2019～2028）の指標）は 497 グラムであり、令和2年度をピークに減少傾向にあります（図5）。

令和5年度における県民一人1日当たり事業系ごみ排出量は 270 グラムであり、前計画で設定した令和7年度の目標値 271 グラムを下回っています。令和2年度に低下後、ほぼ横ばいで推移していますが、この要因としては、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会情勢の変化が考えられます（図6）。

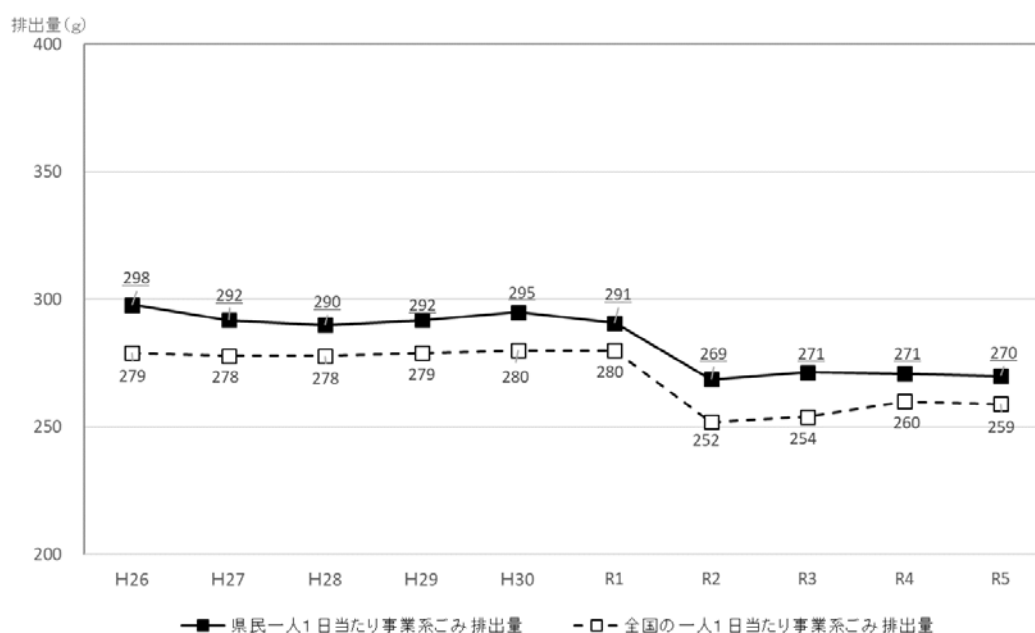
循環型地域社会の形成を推進するためには、県民、事業者、市町村、県、国等をはじめとした多様な主体が、積極的に連携して3Rの取組を進めることが重要です。



【図4 県民一人1日当たり生活系ごみ排出量の推移】



【図5 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移】



【図6 県民一人1日当たり事業系ごみ排出量の推移】

2 ごみの循環的利用

市町村等によって収集されたごみのうち、資源として再生利用された量（以下「リサイクル量」という。）は、令和5年度は約6万2千トンで、ごみ処理量全体に占める割合（以下「リサイクル率」という。）は16.4%でした。ここ数年、リサイクル量・リサイクル率ともに低下傾向が続いており、前計画で設定した令和7年度の目標値23.0%に及ばない状況にあります（図7）。

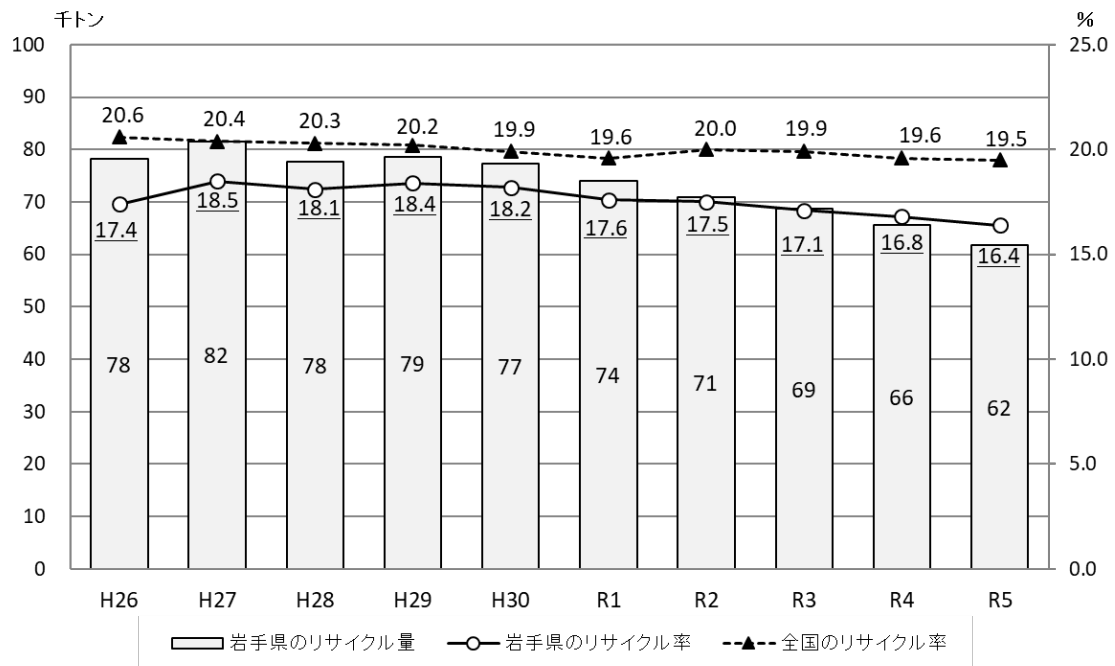
市町村等における分別収集品目数は以前よりも増えており、ペットボトルや食品トレイ以外のプラスチック製容器包装類及び製品プラスチック、紙パック以外の紙製容器包装類、使用済小型家電、廃食用油等を分別収集する取組が進められています。

なお、これらの回収資源は、ペットボトルについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のリサイクルルートに乗り、卵パックやユニフォーム等の衣類、飲料容器回収ボックス等のプラスチック製品にリサイクルされます。プラスチック製容器包装類については、材料リサイクルとして再生樹脂や物の運搬時に使用するプラスチック製パレット、ケミカルリサイクルとして高炉還元剤等に利用されます。紙製容器包装類については、段ボールや板紙、固形燃料等にリサイクルされます。生ごみは、県内の一部の市町村等において回収が行われており、堆肥化やメタン発酵によるエネルギー回収等が行われています。古着は、県内の一部の市町村等において回収が行われており、工場で使用されるふきんやクッション中詰材等にリサイクルされています。使用済小型家電は、国の認定事業者により分解・破砕され、金属の種類やプラスチックごとに選別され、金属精錬事業者により金属資源としてリサイクルされます。

一方で、紙パックやペットボトル、古紙などをスーパー等の小売店において回収する店頭資源回収の取組が広がっており、その利便性から行政回収だけではなく店頭資

源回収を利用する県民も増えていることから、行政回収量に基づくリサイクル率が低下傾向となっているものと推察されます。

一方、事業系ごみは、リサイクルのルートが確立されていないことや処理料金が産業廃棄物と比べて安価に設定されていることなどにより、リサイクルされずに焼却や埋立処分される場合が少なくありません。このような状況を踏まえ、ごみの循環的利用を一層推進する必要があります。



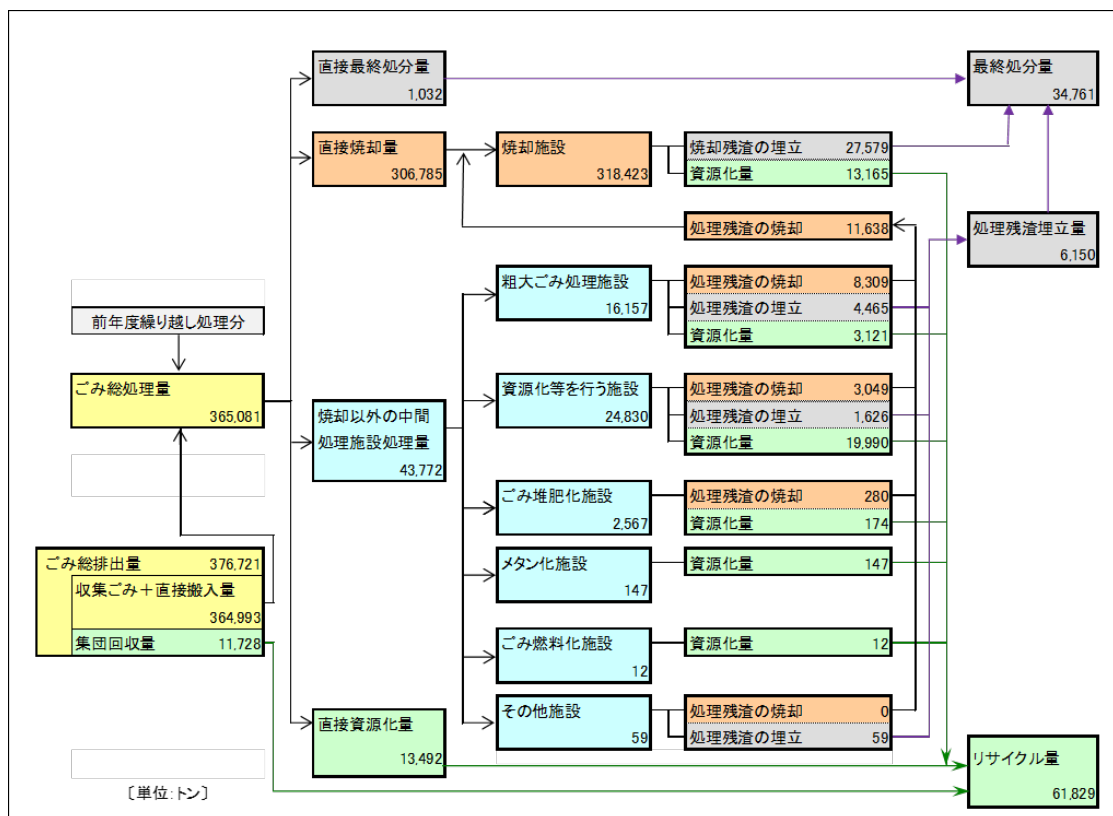
【図7 リサイクル率等の推移】

3 ごみの適正な処理

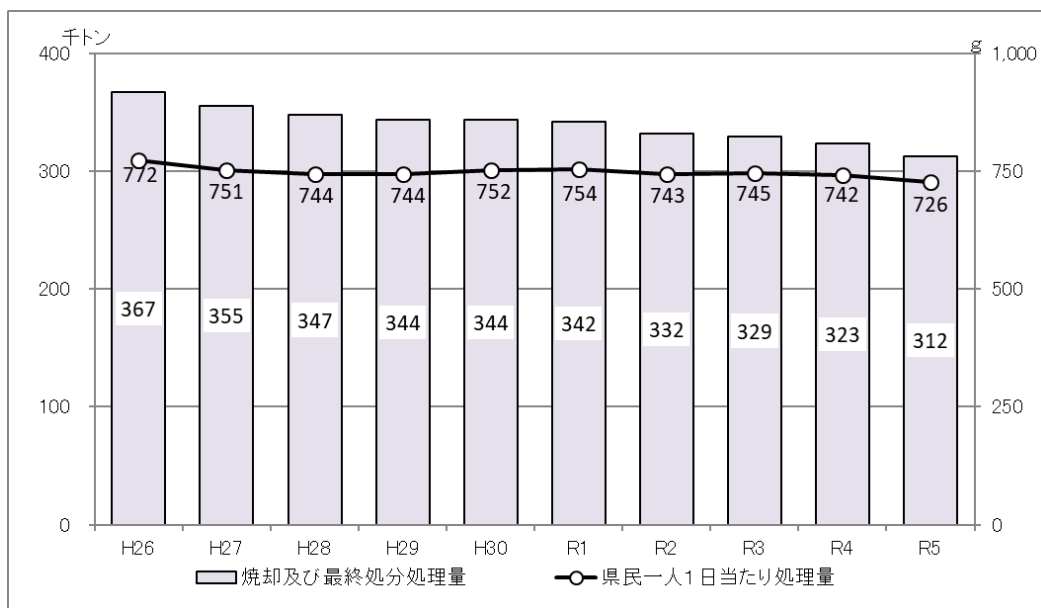
令和5年度の収集量約36万5千トンのうち、約31万8千トンが焼却施設で焼却処理されています（図8）。ごみの焼却処理や最終処分は、環境に大きい負荷を与えるものであり、削減が必要です。令和5年度における焼却・最終処分の処理量（焼却残さ埋立量及び焼却施設資源化量を除いた量）は、県全体では約31万2千トンで、県民一人1日当たりの処理量は726グラムでした。一人1日当たり処理量は、低下傾向で推移しています。

直接埋立処分される量は、令和5年度は約1千トンで、近年は低下傾向で推移しています。また、焼却灰や中間処理残さの埋立量も含めた最終処分量は約34.8千トンとなっており、前計画で設定した最終処分量の令和7年度目標値35.8千トンを下回っている状況にあります。（図8、図9）

なお、県内に22箇所ある一般廃棄物最終処分場の残余容量は、徐々に減少し、令和5年度末で約56万1千立方メートルとなっています。また、見かけ上の残余年数は、令和5年度において13.2年となりました。廃棄物の適正処理を図るためには最終処分場の確保が欠かせないことから、ごみの減量化や最終処分場の長寿命化・延命化に努めながら、地域ごとに必要となる安全かつ適正な最終処分場を今後とも継続的に確保していく必要があります。



【図8 令和5年度のごみ処理フロー】



【図9 焼却量と最終処分量等の推移】

4 ごみの広域的処理

平成11年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」においては、廃棄物発電や熱供給など未利用エネルギーの有効利用やごみ処理経費の低減等を図るため、地域の人口やごみ処理量、運搬距離などを勘案し、県内を6ブロック（県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部、県北）として焼却施設をブロックごとに1つに集約化すること

とし、また、焼却灰等を処分する最終処分場についても広域的な確保を図る必要があります。

本県の令和5年度における焼却施設数は14施設であり、規模別にみると、100トン/日未満が5施設、100トン/日以上300トン/日未満が8施設、300トン/日以上が1施設となっており、当該広域化計画策定時と比較すると施設の大規模化が進んでいます。また、大規模化に伴い、全連続運転施設が増加し、14施設中11施設が全連続運転となっています。

本県の焼却施設でも余熱利用が進められ、特に発電利用している施設は6施設となっており、平成10年度と比較して増加しています。発電利用している施設は、全て全連続運転かつ100トン/日以上の規模を有しています。

県は、ごみ処理広域化計画策定後の環境変化等を踏まえ、市町村等が災害に強く持続可能なごみ処理体制を構築していくため、県内の市町村等が運営するごみ処理施設の今後の方向性に関する指針として、平成30年3月に「岩手県ごみ処理広域化指針」をとりまとめました。

その後、第三次岩手県循環型社会形成推進計画に包含する形で、「岩手県ごみ処理広域化計画」を、新計画として策定しました。

当該新計画（岩手県ごみ処理広域化計画）は、「岩手県ごみ処理広域化指針」の内容を承継し、6ブロックでの広域化の方向性を維持しつつ、焼却施設について長寿命化・延命化を図り供用年数を伸ばすとともに、長寿命化・延命化後の性能劣化を見据えた集約化の検討を踏まえて策定しました。

各ブロックの状況を見ると、沿岸中部ブロック、沿岸南部ブロック及び中部ブロックは広域化を完了しているほか、県央ブロックでは、令和3年に『盛岡インターチェンジ付近』を整備予定地として選定し、ごみ処理広域化に関する事務を共同処理するため、令和5年2月1日に8市町からなる「盛岡広域環境組合」を設置するなど、集約化を進めています。

県北ブロック及び県南ブロックについては、長寿命化の考え方が打ち出されたことや、福島第一原発事故に伴う放射性物質汚染により廃棄物処理施設の整備に影響が生じていることなどから、計画策定以降の状況の変化を考慮し、長期的な方針として広域化の取組を支援する必要があります。

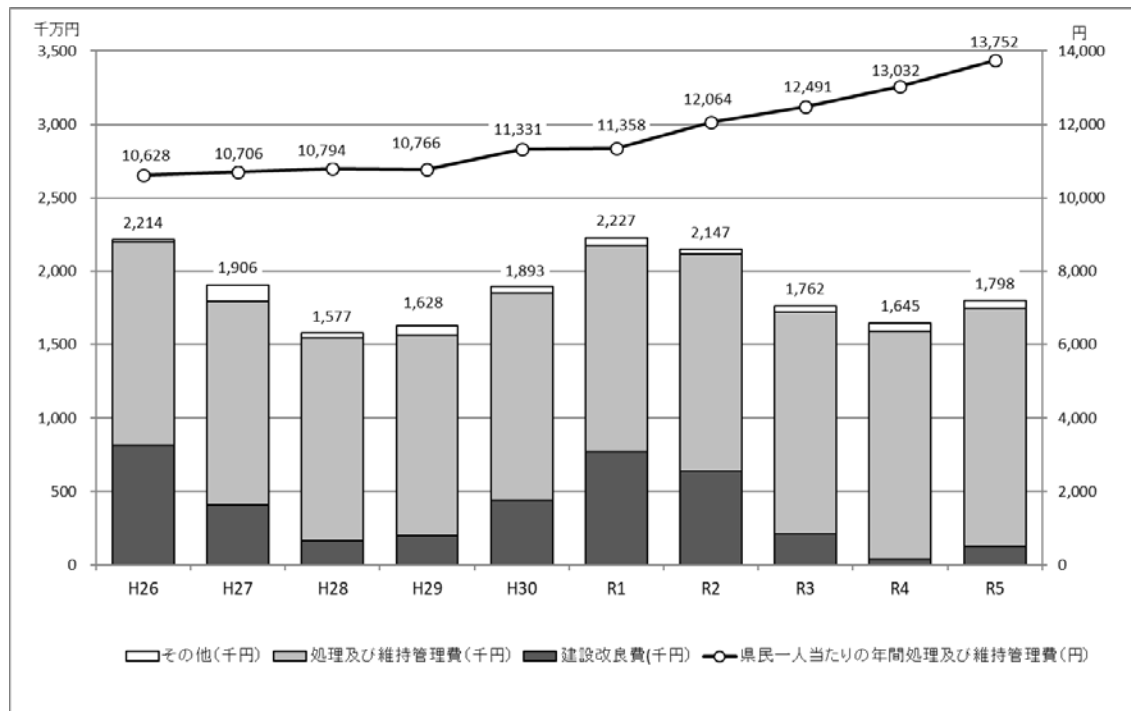
5 ごみ処理事業

令和5年度において県内市町村等が一般廃棄物処理事業に要した費用は約179億8千万円で、県民一人当たりでは年間15,288円でした。そのうち、ごみの処理及び維持管理に要した費用は161億7千万円で、県民一人当たりでは年間13,752円でした（図10）。

市町村等の財政状況が厳しさを増している中、ごみ処理経費についても抑制することが求められています。市町村等は、ごみの排出抑制に取り組むとともに、環境省作

成の「一般廃棄物会計基準⁸」の導入を進めるなど、ごみ処理事業に係るコスト分析を行うことにより社会経済的に効率的な事業となるよう改善していく必要があります。また、住民に対するごみ処理の経費に関する情報の提供について、一般廃棄物会計基準の導入の促進などを行いながら、一層わかりやすい形で、住民にごみ処理の経費に関する情報を提供していく必要があります。

さらに、生活系ごみ処理の有料化や事業系ごみの処理費用の適正負担化など、経済的インセンティブを活用した排出抑制と排出量に応じた負担の公平化に取り組む必要があります。



【図10 ごみ処理事業経費の推移】

6 し尿の処理

浄化槽⁹の普及により浄化槽汚泥¹⁰の処理量は増加傾向にあります。公共下水道¹¹等の整備の進展に伴って、し尿の処理量は減少傾向にあります。令和5年度は約46万キロリットルが収集され、県内16箇所のし尿処理施設や汚泥再生処理センターにおい

⁸ 一般廃棄物会計基準 環境省が平成19年6月に公表した一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法で、費用分析の対象となる費目の定義、共通経費などの配賦方法、減価償却方法など、標準的な分析手法を定めています。この基準を利用して、市町村が一般廃棄物処理事業にかかる部門別費用や得られた収益、事業用資産の価値を把握することにより、住民への説明責任を果たしたり、費用対効果が優れた事業への改善を行うことを期待して作成されました。

⁹ 浄化槽 汚水や雑排水を浄化処理して放流するための施設のことで、公共下水道が整備されていない地域で設置されます。汚水に加えてそのほかの生活雑排水も同時に処理するもの（浄化槽）のほか、汚水だけを処理する、いわゆるみなし浄化槽があります。

¹⁰ 汚泥 水中の浮遊している粒子状の物質が沈殿または浮上して泥状になったもの。工場排水や下水などの水処理施設の沈殿槽などで水から分離された汚濁物が泥状化したものなどをいいます。

¹¹ 公共下水道 主として市街地における下水（し尿、生活雑排水）を排除し又は処理するために、原則として市町村が管理する下水道で、汚水を排除すべき排水施設のほとんどが暗きよである構造のものをいい、最終処理場を有するものを単独公共下水道と、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道とといいます。なお、流域下水道とは、2つ以上の市町村により構成する下水道であり、県が処理場と流域幹線を、市町村が行政区域内の家庭や工場からの下水を集めるための管渠を建設し維持管理を行うものをいいます。

て適切に処理されています。

汲み取りし尿の減少量と浄化槽汚泥の増加量のバランスに留意しつつ、効率的な収集運搬区域などを考慮したし尿処理の広域化や、下水道など異なる施設での共同処理を視野に入れ、施設の更新等を計画的に進める必要があります。

また、公共下水道や集落排水処理施設等と併せた本県の「汚水処理人口普及率」は、令和5年度末で85.4%であり、全国平均93.3%（東日本大震災津波の影響で調査不能な市町村を除いた集計値）と比較して低位にあります。中山間地など人口散在地域を多く抱える本県にとっては、浄化槽が汚水処理人口普及率の向上に果たす役割が大きいことから、今後も浄化槽の整備を推進する必要があります。

7 前計画の目標達成状況

（1） 目標達成状況

- 前計画では、エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量、県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量、県民一人1日当たり事業系ごみ排出量、リサイクル率及び最終処分量について、表2のとおり目標を設定しました。
- 前計画では、計画期間の令和7年度までの目標を設定しました。
- エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量については、目標値として定める2,200トンに対し1,982トンで、目標値より218トン少ない状況にあります。
- 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量については、目標とする465グラムに対し497グラムで、目標より32グラム多い状況にあります。
- 県民一人1日当たり事業系ごみ排出量については、目標とする271グラムに対し270グラムで、目標を達成しています。
- リサイクル率については、目標とする23.0%に対し、16.4%と目標を大きく下回っています。
- 最終処分量については、目標とする35.8千トンに対し、34.8千トンで目標を達成しています。
- 目標値を掲げている項目のうち、店頭資源回収量、県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量及びリサイクル率について、令和5年度又は令和6年度時点の進捗状況から推察すると、計画最終年度（令和7年度）における目標の達成が難しい状況です。

（2） 課題

- リサイクル率が伸び悩んでいることから、分別の徹底をより一層推進する必要があります。
- 紙パックやペットボトルなどの店頭回収を利用する県民が増え、行政回収量が減少してリサイクル率の伸び悩みにつながっているものと推察されることから、民間事業者による資源の回収状況についても、今後、情報収集・把握に努めてい

く必要があります。

- 市町村の特性に応じた施策を助言・提案するほか、「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を引き続き開催し、先進事例の紹介等を通じて、市町村のごみ減量化の取組を支援する必要があります。
- 平成 24 年度から展開している「もったいない・いわて 3 R 運動」や、エコ協力店いわて認定制度の普及促進、関連施策との連携を進めていく必要があります。
- 事業系ごみについては、小売店舗等をはじめ、ごみの減量化や 3 R の先駆的な取組を広く周知するなど、減量化や 3 R を推進する必要があります。
- 事業系ごみを引き受けるリサイクル事業者の情報を整備し、排出事業者向けに広く情報提供するほか、「岩手県再生資源利用認定製品」（以下「再生資源利用認定製品」という。）の普及を進めていく必要があります。

【表 2 前計画の目標達成状況（一般廃棄物）】

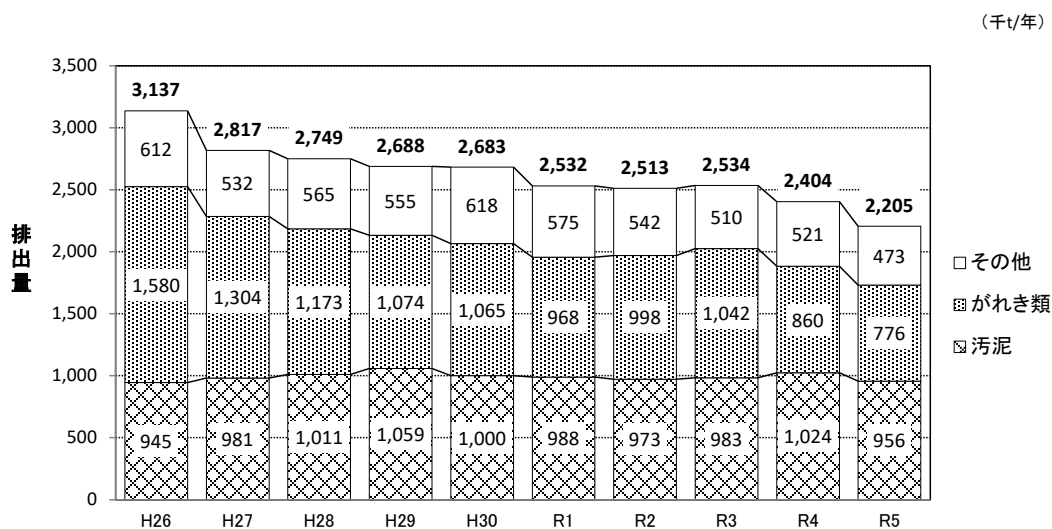
区分	目標	目標値 (R7)	実績値			
			R3	R4	R5	R6
一般廃棄物	エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量（トン）	2,200	1,823	1,408	1,832	1,982
	県民一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（グラム）	465	518	514	497	—
	県民一人 1 日当たり事業系ごみ排出量（グラム）	271	269	271	270	—
	リサイクル率（％）	23.0	17.1	16.8	16.4	—
	最終処分量（千トン）	35.8	37.4	36.7	34.8	—

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出・処理の状況

産業廃棄物（家畜排せつ物を除く。）の排出量は、東日本大震災津波以降、復興関連工事の増大や経済活動の回復などにより増加していましたが、復興関連工事の減少等に伴い平成25年度をピークに減少に転じています。（図11）。

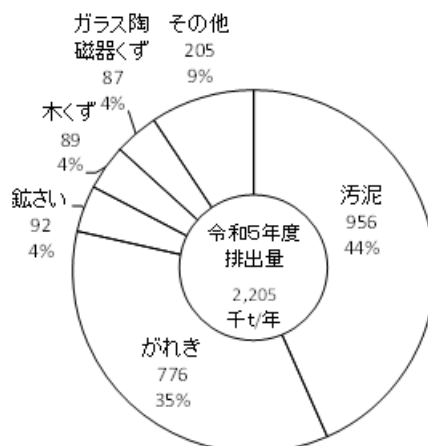
※ 図中の千トン表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。



【図11 排出量（種類別）の推移】

(1) 種類別の排出量

令和5年度の1年間に岩手県内で排出された産業廃棄物の排出量は2,205千トンとなっており、種類別にみると、汚泥が956千トン(44%)で最も多く、次いで、がれき類が776千トン(35%)となっており、この2種類で全体の79%を占めています（図12）。

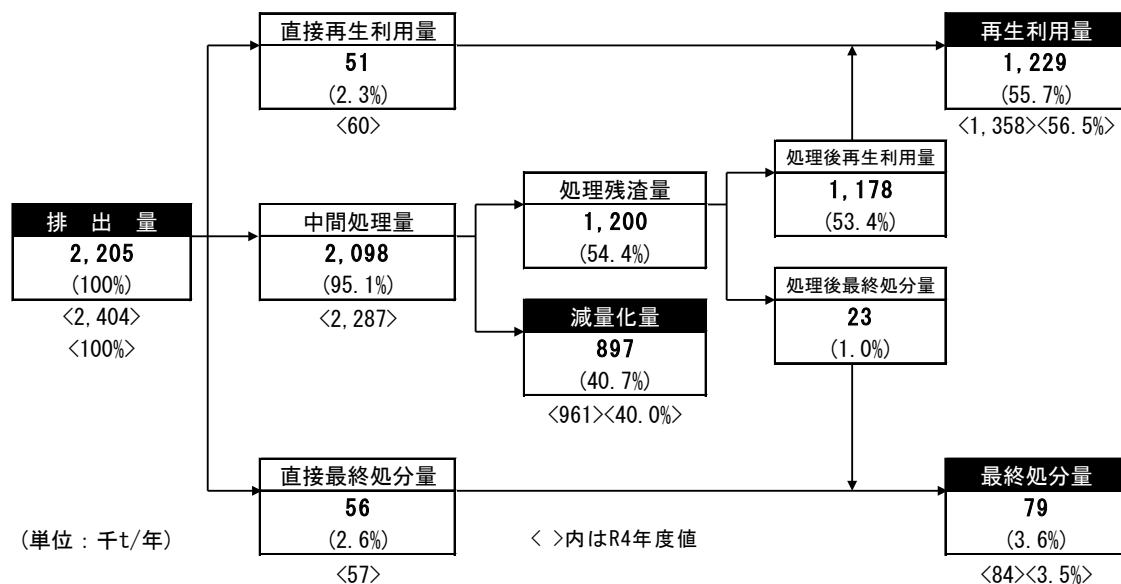


【図12 種類別の排出量】

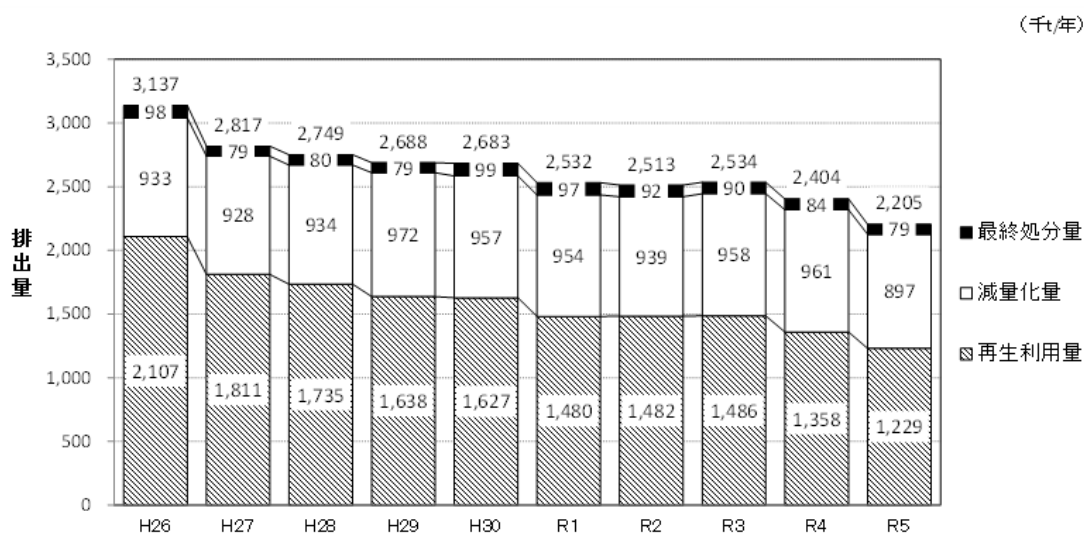
(2) 処理フロー

令和5年度における産業廃棄物の処理状況をみると、排出量2,205千トンのうち、95.1%に当たる2,098千トンが中間処理量となっており、この中間処理により897千トン(40.7%)が減量されています。

また、再生利用量は、排出量の55.7%に当たる1,229千トン、最終処分量は排出量の3.6%に当たる79千トンとなっています。(図13、図14)



【図13 令和5年度の産業廃棄物の処理フロー】



【図14 処理量の推移】

(3) 本県の代表的な産業廃棄物

本県において比較的排出量の多い廃棄物や今後利用の促進が重要となることが見込まれる廃棄物等について、個別に見ていくと、以下のような状況にあります。

ア 下水道等污水处理施設からの汚泥

下水道や浄化槽などの污水处理施設¹²及びし尿処理施設から発生する汚泥は、令和5年度は6万1千270トン発生しており、そのうち約71%が産業廃棄物に該当する下水道汚泥となっています。今後、県の人口は減少傾向と予測されており、汚泥量は横ばいか、減少する見込みとなっています。

なお、令和5年度に県内で発生した汚泥は、約85%がセメント原料や汚泥肥料原料として有効利用され、残りは焼却処理の後に埋立処分されました。

流域下水道から発生する汚泥は、主に焼却処理後にセメント原料として利用するほか、消化ガス発電などバイオマスとしての利用についても取組を進めています。

汚泥処理は、污水处理施設と同様に止めることが出来ないため、社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、複数の処理方法を確保する必要があります。

また、他県では、し尿処理施設の改築・更新時期にあわせて、し尿や浄化槽汚泥の下水道などへの投入を選択肢の一つとして検討しているところもあり、し尿処理施設の改築・更新の検討に当たっては、関係者間で十分に調整を行う必要があります。

イ 建設系廃棄物（がれき類、木くず）

平成30年度の建設廃棄物¹³の発生量は87万トンで、このうちコンクリート塊が46万3千トン、アスファルト・コンクリート塊が26万6千トンとなっており、この2種類で全体の84%を占めています。その他の内訳としては、建設発生木材9万2千トン、建設汚泥3万5千トン、建設混合廃棄物1万4千トンなどとなっています。東日本大震災津波からの復旧・復興事業の進捗に伴い、平成24年度に比べコンクリート塊の発生量が0.5倍に、アスファルト・コンクリート塊の発生量が0.4倍に減少しています。

また、建設発生木材の発生量については、平成24年度に比べて1.4倍に増加しており、今後、高度経済成長期に建造された建築物が耐用年数を迎えることから、建築物の解体工事の増加に伴って、発生量が更に増加すると予想されます。

なお、建設廃棄物発生量の再資源化率については、コンクリート塊が99.7%、アスファルト・コンクリート塊が99.9%と高い割合となっています。また、建設発生木材は98.7%で、平成24年度と比べ8.9ポイント向上しているほか、建設汚

¹² 污水处理施設 家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設のことで、その種類としては、「下水道法に基づく下水道」（公共下水道及び流域下水道）と「下水道以外の污水处理施設」（農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設、浄化槽）に大別されます。

¹³ 建設廃棄物 建設工事に伴う副次的に得られる建設副産物から建設発生土やそのまま原材料として利用できる再生資源を除いたもので、工作物の建設工事や解体工事に伴って発生する各種廃棄物の総称です。

泥については80.4%で、平成24年度と比べ7.8ポイント向上しており、再資源化が進んでいる状況です。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、今後とも高い再資源化率の維持を目指すとともに、このほかの建設廃棄物については、発生抑制と再生利用を推進する必要があります。

ウ 農林水産業系廃棄物（動物のふん尿、木くず、動植物性残渣¹⁴）

令和6年の家畜排せつ物の年間発生量は、約354万3千トン（乳用牛60万9千トン、肉用牛76万トン、豚110万7千トン、採卵鶏20万8千トン、ブロイラー85万9千トン）と推計され、これらの約80%が堆肥等として農地還元利用されているほか、メタン発酵施設や燃焼施設などの原料として利用されています。

地域によっては、堆肥需給の不均衡や耕作面積の減少等により、堆肥の利用が十分に進んでいないなどの課題を抱えている地域もあり、今後は、こうした課題に適切に対応していく必要があります。

また、木材加工業等から発生する樹皮、おがくず及び端材等は、堆肥原料や家畜敷料として農業分野で利用されているほか、木質バイオマス発電施設及び木質バイオマスボイラー等の燃料、あるいは製紙原料としても利用されています。

林業系バイオマスの安定的な利用拡大を図るためには、温水や蒸気の通年利用が期待できる公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進する必要があります。

さらに、県の代表的な漁業系バイオマスであるワカメ残さ、コンブ残さ、カキ殻、ウニ殻など漁業系廃棄物の令和5年度の発生量は、約7千トンと推計されており、このうち、ワカメ残さ、コンブ残さはアワビやウニの餌として漁場に給餌されています。

また、カキ殻は、養鶏用飼料や堆肥への混合、土壌改良材などに活用されているほか、ウニ殻やカキ・ホタテ付着物などは廃棄物処理業者への委託処理や自家用田畑への肥料原料としての利用が行われています。

今後も、機能性食品素材への利用やエネルギー源としての活用を促進する必要があります。

エ 農林水産業系廃棄物（廃プラスチック類）

本県における特徴的な廃プラスチック類には、農業用廃プラスチック及び漁業系廃プラスチック類が挙げられます。

農業用廃プラスチックには、使用済みのハウス用ビニール、マルチ、肥料袋、ラップフィルム、セルトレイ、農薬容器、育苗箱などが該当します。

令和4年度の農業用廃プラスチックの排出量は1,028トン（農林水産省 園芸用施設の設置用の状況（R4））となっており、そのうち87%に当たる899トンが回

¹⁴ 動植物性残渣 食品製造業など特定の業種の製造工程から排出される固形状廃棄物で、原料として使用した動植物に係る不要物のことです。

収され、52%の 530 トンが再生利用されています。

今後も、農業用廃プラスチックの発生抑制を進めるとともに、発生した廃プラスチック類については、関係機関と連携して適正処理に向けた指導を行っていく必要があります。

産業廃棄物に該当する漁船、魚網、浮玉、ロープ等の漁業系廃プラスチックは、年間約 2～3 千トン発生しているものと推計されており、そのほとんどが廃棄物処理業者に引き取られ、焼却や再資源化が行われています。

今後も、水産関係団体と県が連携して、水産庁が令和 2 年 5 月に策定した漁業系廃棄物処理推進指針に基づき、漁業協同組合をはじめとした関係事業者に対して適正処理に関する啓発や放置船発生防止に関する指導等を行っていく必要があります。

オ 食品廃棄物（動植物性残渣）

食品廃棄物には、家庭や飲食店、小売店などの流通過程から発生される生ごみである一般廃棄物と、食品加工業から排出される動植物性残渣である産業廃棄物があります。

食品リサイクル法では、食品の生産、流通などの食品関連事業者をはじめとして、家庭における消費段階を含めたそれぞれの段階で、食品廃棄物の発生抑制と有効利用を促進することとされています。

県内で排出される食品廃棄物は、そのほとんどが焼却され、一部の市町村や民間事業等において、食品リサイクルの取組が行われています。

食品ロス¹⁵の発生抑制、食品廃棄物の分別の徹底、堆肥、飼料、発電利用など有効利用を行うシステムの確立等の取組が求められています。

（４） 不適正処理の現状

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案の発覚後も、依然として産業廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生しています。令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間における新規不法投棄件数（10 t 以上）は 2 件と、比較的大きな不法投棄事案は減少傾向にあるものの、いまだ小規模の不法投棄が後を絶たない状況にあります。二度と青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案のような重大な不適正処理が行われないように、引き続き監視・指導を強化していく必要があります。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況

高圧トランスやコンデンサなどに使用されていたポリ塩化ビフェニル¹⁶（以下「PC

¹⁵ 食品ロス 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。

¹⁶ ポリ塩化ビフェニル 熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れており、加熱や冷却用熱媒体、変圧器やコンデンサといった電気機器の絶縁油、可塑剤、塗料、ノーカーボン紙の溶剤など、幅広く使用されていました。人に対する毒性が高く、発ガン性や皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こす物質で、昭和 49 年、製造、輸入が禁止されましたが、当時は適切な処分技術がなかったため、ポリ塩化ビフェニルを含有する廃棄物は、処理施設

B」という。)は、人の健康や環境に被害を与えるおそれがあり、分解されにくい性質をもっていることから、P C Bを含む廃棄物(以下「P C B廃棄物」という。)は、特別管理産業廃棄物として事業者による管理保管が行われています。

本県では、平成 18 年 3 月に P C B 特措法に基づき「岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(以下「県処理計画」という。)を策定し、全ての高濃度 P C B 廃棄物を平成 26 年度末までに処理することとしていました。

その後、平成 20 年 5 月に中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「J E S C O」という。)北海道処理事業所が稼動しましたが、処理開始後に明らかとなった課題等に対応するため、P C B 特措法が改正されたことに伴って県処理計画の見直しを行い、処理期限を令和 8 年度末(高濃度 P C B 廃棄物について高圧変圧器・コンデンサ等は令和 3 年度末、安定器・汚染物等は令和 4 年度末、低濃度 P C B 廃棄物については令和 8 年度末)とし、未届 P C B 廃棄物等の把握の徹底、早期処理の促進のための指導の強化、関係機関との連携強化及び地方自治体が保管又は所有する P C B 廃棄物等の率先処理等を図ることとしました。

P C B が含まれる製品には、現在でも使用中のものがあることや、P C B 特措法に基づく保管等の届出が行われず、未把握のものがあることから、関係機関と連携しながら P C B 廃棄物等の掘り起こし調査を進めています。

現在、県内の P C B 廃棄物のうち、新たに発見された高濃度 P C B 廃棄物については、J E S C O 北海道処理事業所において処理が行われ、汚染の程度が一定値以下である低濃度 P C B 廃棄物については、無害化処理認定施設等の処理施設を活用し、処理を進めています。

今後も引き続き、未処理の P C B 廃棄物の保管事業者等に対し必要な指導を行い、全ての P C B 廃棄物の処分を期限内に完了する必要があります。

3 産業廃棄物処理施設の設置状況

県内には、令和 6 年度末で産業廃棄物処理施設としての焼却施設は 9 施設、最終処分場は 24 施設が設置されており、おおむね廃棄物処理法の基準に適合した維持管理がなされています。

なお、廃棄物最終処分場の残余容量は、令和 6 年度末で、管理型最終処分場¹⁷が約 20 万立方メートル、安定型最終処分場¹⁸が約 56 万立方メートルとなっており、令和元年度の埋立量をもとに計算すると、管理型が約 3.79 年分、安定型が約 8.47 年分となります。

が整備されないまま、事業者による保管が長期間にわたって行われてきました。

¹⁷ **管理型最終処分場** 最終処分場は、埋め立てられる廃棄物の環境に与える影響の度合により、遮断型、管理型、安定型の 3 種類に分けられます。管理型処分場は、遮断型又は安定型で処分される廃棄物以外の廃棄物を埋め立てる処分場で、埋立地から出る浸出液による地下水や公共水域の汚染を防止するため、遮水工(埋立地の側面や底面をビニールシートなどで覆う)、浸出水を集める集水設備、集めた浸出液の処理施設が必要です。

¹⁸ **安定型最終処分場** 有害物や有機物が付着していない、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類など、分解せず、性状が安定している産業廃棄物(安定型産業廃棄物)の埋立処分が認められている最終処分場をいいます。安定型処分場では、廃棄物の飛散・流出の防止などが必要です。

また、焼却施設において、廃棄物焼却時の熱回収（廃棄物発電やその他の熱利用）が一定の基準を満たしている事業者を認定する「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」が平成 23 年に設けられ、現在 1 社が認定を受けています。

新たな施設設置については、過去に産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理が頻発したことによる産業廃棄物処理施設に対する住民の不信感や不安感が依然として高いことから、設置に対する住民の反対が多く、施設設置が困難となっている事例が見られます。

焼却施設の場合には、ダイオキシン類を含む排出ガスに対する不安感、最終処分場においては排出水に対する不安感や施設の維持管理に関する不信感が主なものと見られます。

4 産業廃棄物処理における公共関与

(1) 廃棄物処理センターの運営状況

ア いわてクリーンセンターの運営状況

奥州市にある産業廃棄物処理施設「いわてクリーンセンター」は、県出資等法人である一般財団法人クリーンいわて事業団が運営しています。同事業団は厚生大臣（現 環境大臣）から平成 5 年 1 月に廃棄物処理センターの指定を受けています。

平成 7 年 9 月に焼却施設及び管理型最終処分場（第Ⅰ期整備区域）の供用を開始しましたが、焼却施設については、県内における民間施設等の整備やリサイクルの進展に伴う焼却対象廃棄物の減少等の情勢を踏まえ、平成 27 年度末で廃止しています。

管理型最終処分場については、第Ⅰ期整備区域の埋立が完了したことから、平成 21 年 4 月に第Ⅱ期整備区域の供用を開始しました。その後、東日本大震災津波に伴う災害廃棄物約 9 万 6 千トンの受け入れや復興工事等に伴う産業廃棄物の受入量増加等により残余容量が減少したため、現在は嵩上げ工事を行いながら、後継となる管理型最終処分場への円滑な移行に取り組んでいます。

イ いわて第 2 クリーンセンターの運営状況

九戸村にある産業廃棄物処理施設「いわて第 2 クリーンセンター」は、焼却（溶融）施設を有し、産業廃棄物の「自県内処理促進」、「循環型地域社会の形成」、「青森県境不法投棄廃棄物処理」、「県北地域の地域振興」等を目的に、平成 18 年度から「いわて県北クリーン株式会社」が P F I ¹⁹事業（独立採算方式）として整備及び運営を行い、同社は国から廃棄物処理センターの指定を受けています。

平成 21 年 4 月に供用を開始し、令和 6 年度の廃棄物受入量は約 2 万 5 千トンとなっています。また、平成 23～25 年度に東日本大震災津波に伴う災害廃棄物約 1

¹⁹ P F I 「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」。「公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。」

万トン进行处理しました。

令和5年度には、廃棄物の未利用エネルギーを効率的に利用する廃棄物熱回収施設設置者としての認定も受けています。

県は、事業契約に基づき焼却（熔融）業務の運営・維持管理状況や財務状況のモニタリング（監視）を定期的を実施し、適切に運営されていることを確認しており、引き続き、安定した運営が行われるよう支援していく必要があります。

事業契約において、契約期間は令和13年3月31日まで、運営期間は令和11年3月31日までとなっており、運営期間終了の3年前に、運営期間終了後の本施設の取扱いについて協議を開始することとしています。

今後の事業の必要性を含め、検討を進める必要があります。

（2）次期産業廃棄物最終処分場の整備

「いわてクリーンセンター」（管理型最終処分場、奥州市）における残余容量の減少に伴い、後継となる管理型最終処分場の整備が必要となりました。

現在、一般財団法人クリーンいわて事業団が事業主体となり、令和9年度内の供用開始に向け、八幡平市平舘柁沢地区において後継施設の建設に鋭意取り組んでいます。

5 前計画の目標達成状況

（1）目標達成状況

- 前計画では、表3のとおり産業廃棄物排出量、再生利用率、最終処分量、自県内処理率、適正処理率の5つの目標を設定しました。
- この目標の令和5年度における達成状況は、排出量・最終処分量については、目標値に達しているものの、他の目標については、目標値に達していない状況です。
- 再生利用率については、東日本大震災で発生したがれき等の再生利用しやすい廃棄物が減少したこと等により目標値に達していない状況です。
- 自県内処理率については、可能な限り県内処理を目指しているものの、特別管理産業廃棄物について一部県外でしか処理できないこと等により、94%～95%台で推移しています。
- 適正処理率については、平成14年12月に循環型地域社会の形成に関する条例、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例及び岩手県産業廃棄物税条例（以下「3条例」という。）を制定・運用するなど、総合的な対策を推進しており、依然として廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生しており、目標値に達していない状況です。

【表 3 前計画の目標達成状況（産業廃棄物）】

区分	目標	目標値（R7）	実績値		
			R3	R4	R5
産業廃棄物	排出量（千トン）	2,400	2,534	2,404	2,205
	再生利用率（％）	60.6	58.6	56.5	55.7
	最終処分量（千トン）	83	90	84	79
	自県内処理率（％）	97.5	95.5	95.3	94.5
	適正処理率（％）	100	99.7	99.8	99.8

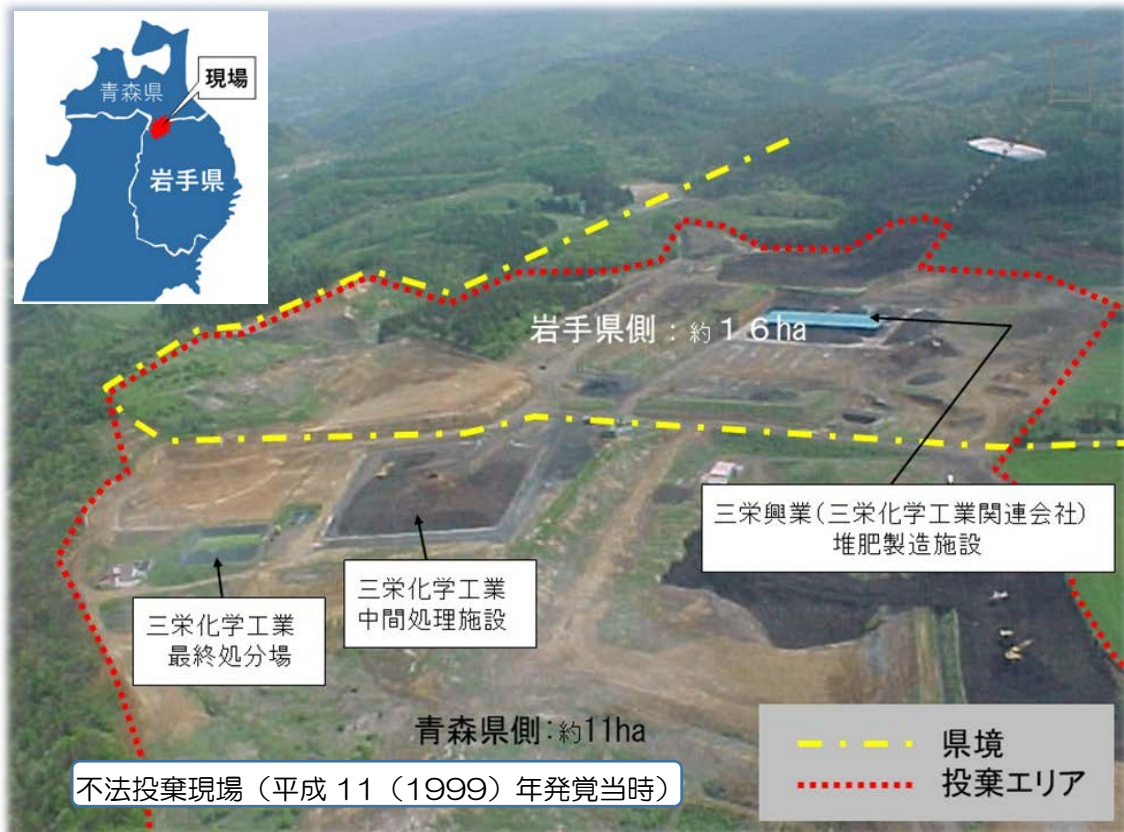
（２） 課題

- 排出量は減少傾向にあり、今後、業種別では電気・水道業、製造業からの排出量が微減傾向、種類別では汚泥が減少傾向で推移することが予測されており、更なる３Ｒの推進に向けて、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの取組を一層推進する必要があります。
- 産業廃棄物は、経済活動に伴い必ず発生するものであることから、産業廃棄物の最終処分場の確保などの施策も併せて進めていく必要があります。
- 産業廃棄物の不適正処理は、その行為者の７割が排出者であることから、排出者に対する適正処理の普及・啓発を今後も継続して行うとともに県の広域振興局等に配置した産業廃棄物適正処理指導員と警察署等の関係機関による合同パトロールや監視カメラ、ドローンの導入などにより、引き続き監視・指導体制の強化を図る必要があります。また、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターと連携した優良な処理業者の育成にも並行して取り組んでいく必要があります。
- 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案については、令和４年度までに原状回復を完了していますが、これに要した経費の求償や不法投棄の再発防止を図るため、引き続き徹底した責任追及を進めていく必要があります。
- 地球温暖化対策と連携した取組も重要な課題となっており、焼却処理における燃焼効率の向上による一酸化二窒素の排出抑制や熱回収に努める必要があります。
- 産業廃棄物の適正な処理を推進するためには、地域で発生した廃棄物は原則としてその地域で循環的に利用すること（「自県（圏）内処理の原則」）が必要であり、引き続き取組を推進する必要があります。

コラム 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案

1 事案の概要

平成 12 年 5 月、本県二戸市（16 ヘクタール）と青森県田子町（11 ヘクタール）にまたがる原野（27 ヘクタール）に、青森県から産業廃棄物処分業の許可を得て事業を行っていた三栄化学工業㈱（本社：青森県八戸市）が産業廃棄物の不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。



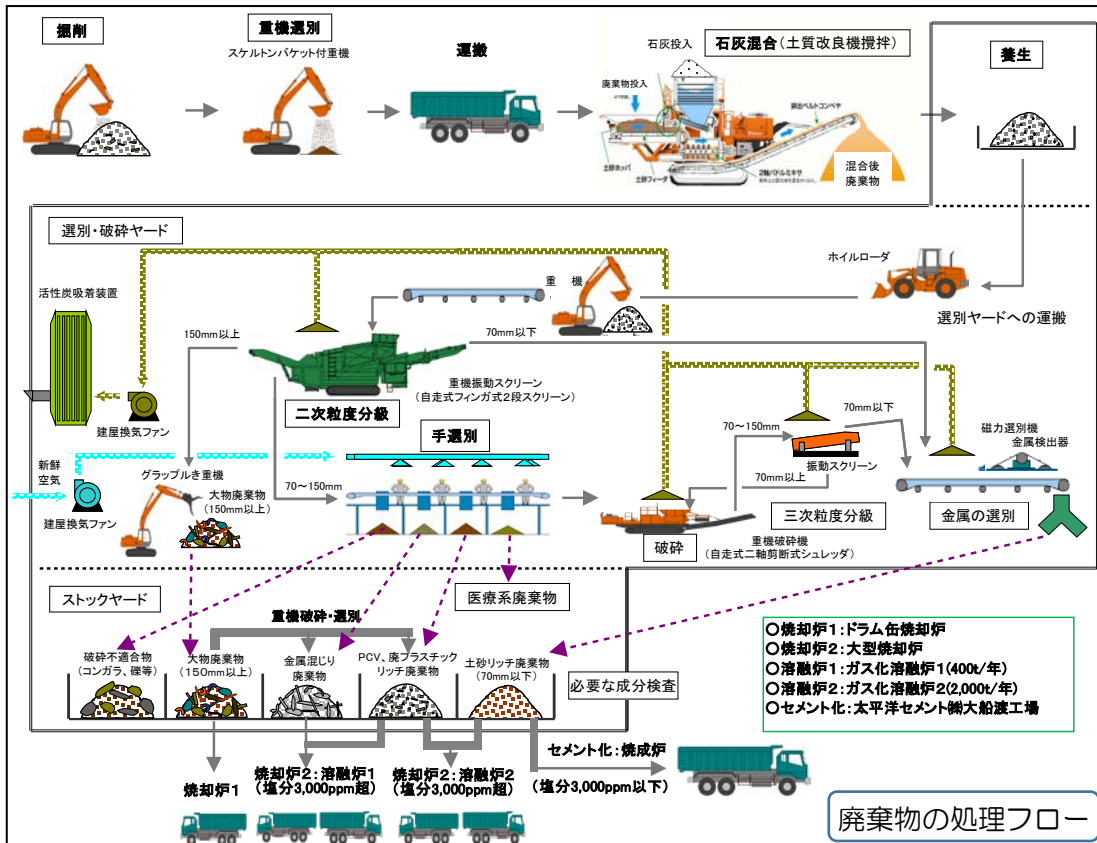
投棄された廃棄物の量は、両県で約 150 万 5 千トンであり、うち本県には約 35 万 8 千トンが投棄され、その種類は燃え殻、汚泥、廃油、RDF 様物（廃プラスチック等の可燃性廃棄物を圧縮固形燃料化したもの（RDF）の偽装物）等でした。



不法投棄事件の発覚後、不法投棄を行った原因者に対し、現場に投棄された廃棄物の撤去及び汚染状況の調査を命じる内容の措置命令を行ったほか、違法性が確認された排出事業者等に対しても、廃棄物の撤去に係る措置（納付）命令を行いました。

2 行政代執行による原状回復

本来であれば、原因者が廃棄物を全量撤去し原状回復を図るべきところですが、資力がなく廃棄物の撤去が見込めない状況にあったことから、地域住民の健康被害の未然防止を図るため、平成15年11月から行政代執行²⁰により廃棄物の撤去・処理や土壌・地下水の浄化を進め、令和4年度に原状回復を行うことができました。

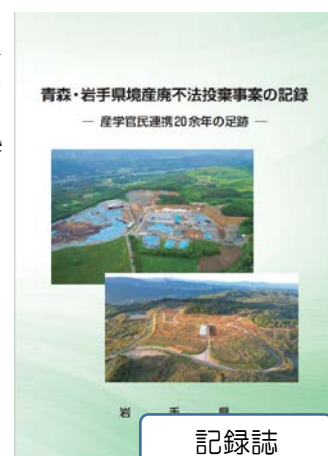


3 原因者及び排出事業者等の責任追及及び事案の伝承

廃棄物の処理に当たっては、原因者から行政代執行に要した費用の一部しか支払われていないため、排出事業者等に対しても、報告徴収や立入検査等により事実関係を調査し、廃棄物処理法違反が判明した場合は措置（納付）命令の発出（26事業者）や、自主撤去の受入れ（61事業者）を行い、約1万6千トンの廃棄物を処理しました。

県は、原因者に対して処理に要した費用の支払いを引き続き求めており、保有財産の差押、換価等を進めています。

また、不法投棄の再発防止を図るため、事案の経緯や関わった方々の多大な苦労や自然環境に与えた影響等について記録誌を作成したほか、様々な手段を通じて事案の伝承に取り組んでいきます。



²⁰ 行政代執行 法令に基づく命令などによる法律上の義務について、義務者がその義務を履行しない場合に、行政が自ら義務者の行うべき行為を行い、行政が義務者からその費用を徴収することをいいます。

第4節 循環型地域社会の形成を推進するビジネス・技術

環境と経済が両立し、持続的発展が可能な循環型社会を形成するためには、産業分野において、廃棄物等の3Rなどの環境に配慮したもののづくり、サービスや事業活動が展開される必要があります。

また、県内に存在するバイオマス等の未利用資源を循環的に利用する仕組みを構築し、持続可能な産業に育成していくことも求められています。

循環型社会ビジネスの健全な発展を確保する上では、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ることが特に必要であることから、県では、循環型地域社会の形成に関する条例に基づいて業者の格付け制度を運営しています。

また、県では、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助制度」（以下「産業・地域ゼロエミッション推進事業」という。）により、事業者の産業廃棄物等の再生処理など3Rを行う事業を支援しているほか、リサイクル産業の振興を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品を再生資源利用認定製品として認定する制度を実施し、リサイクル製品の利用を促進しています。

環境に配慮した商品・サービスや事業活動は、廃棄物等の3Rに配慮したものを含めて、循環型社会ビジネス以外の各産業分野においても不可欠なものとなっており、事業活動において廃棄する資源の無駄を省いて資源生産性を向上させることは、環境への負荷を削減すると同時に、企業経営の改善にもつながります。

環境に配慮した商品・サービスや事業活動は、さらに必要とされていくことが想定され、環境関連の商品・サービスの市場は、今後、拡大していくものと考えられます。

県内の事業者による、廃棄物が発生しにくい、又はリサイクルしやすい設計の製品の開発など、環境に配慮した製品の開発、製造、サービスの提供その他の事業活動、循環型社会に適応するためのビジネスモデルの構築の取組や、事業者の資源生産性の向上による企業経営の改善を支援することにより、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術やそれらを生み出す人材を育成し、振興していく必要があります。

第5節 廃棄物分野における温室効果ガスの削減

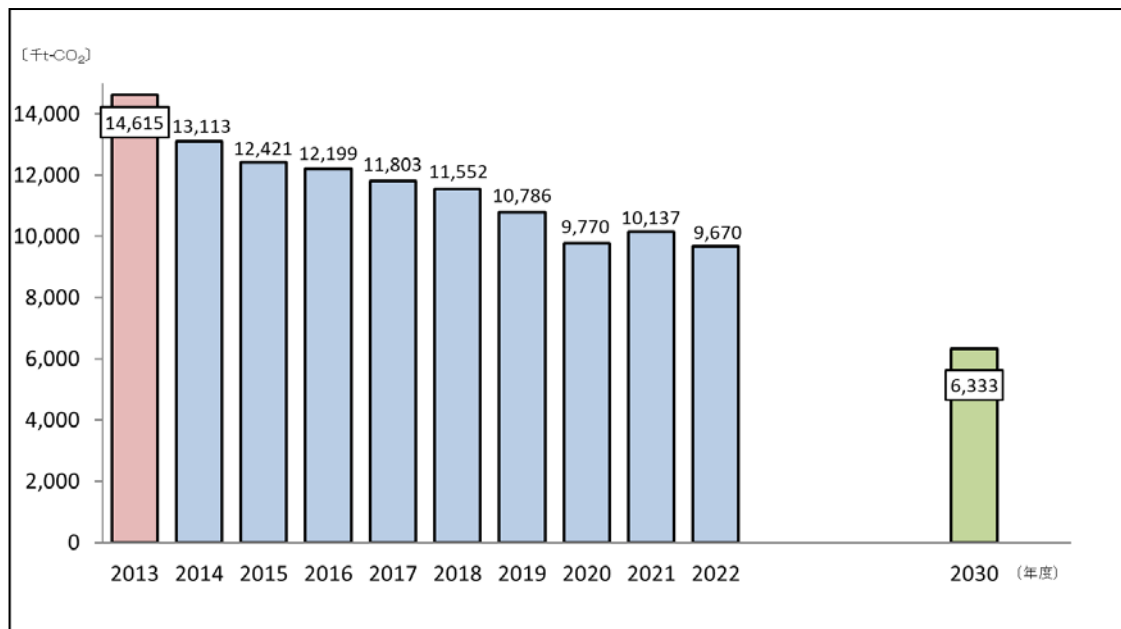
地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発や災害の激化、水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、生態系への影響など、私たちの経済・社会活動に様々な悪影響を複合的に生じさせる可能性が指摘されており、人類の課題として取り組んでいく必要があります。

県では、令和3年3月に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定(令和5年3月改訂)し、令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年比で57%削減する目標を掲げ、地球温暖化対策に取り組んできました。令和4年度の温室効果ガス排出量は、平成25年比33.8%の削減となり、目標に対し約6割の進捗となっています(図15)。

廃棄物は、処理に当たって、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生することから、廃棄物の排出量を減らし、温室効果ガスの発生量を減少させるとともに、やむをえず廃棄物となったものは、再使用、再生利用によって可能な限り利用し、それでもなお焼却処

理や埋立処分せざるを得ない可燃性の廃棄物についても、その廃棄物が持っているエネルギーを有効に利用していくことが求められます。

「持続可能な社会」を創り上げるためには、「脱炭素社会」の実現に向けた地球温暖化対策の取組と循環型社会の形成に向けた取組との双方を進めていく必要があります。



【図 15 温室効果ガス排出量と削減目標量《出典 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画》】

第 6 節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保

東日本大震災津波により、沿岸部では家屋や車両、土砂等が混合状態となった災害廃棄物が大量に発生しました。それらは、人命救助や復旧・復興の支障となるとともに、火災、悪臭、衛生害虫等の発生源にもなるなど、生活環境を保全する上での支障となることから、迅速かつ適正な処理が求められました。

災害廃棄物の処理は、市町村が行う固有事務として位置づけられていますが、大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、県境を越えた広域的な協力・連携のもとでの処理が必須となります。

県では、東日本大震災津波の経験等をもとに、廃棄物処理施設の設置手続の特例措置の恒久化や国を挙げた連携体制の整備を提言してきており、平成 27 年 7 月に廃棄物処理法が改正され、非常災害に係る廃棄物処理施設の届出が簡素化されたほか、同年 9 月には国・自治体・事業者の連携による災害対応力向上を目的とした「災害廃棄物処理支援ネットワーク」が発足しました。

また、今後も頻発し得る大規模災害等に備え、平成 28 年 3 月に、国の示す都道府県災害廃棄物処理計画に相当する「岩手県災害廃棄物対応方針」を策定しました。

さらに、災害廃棄物の円滑な処理の実施に当たり、一般社団法人岩手県産業資源循環協会と県内市町村との災害廃棄物処理協定の締結が執り進められています。

一方で、災害廃棄物処理計画が策定されていない市町村や水害を想定した計画となっていない市町村があることから、関係団体との連携のもと、県内の全ての市町村において災害廃棄物処理計画が策定されるとともに、水害を想定した計画への見直し・改訂を促進する必要があります。

第7節 放射性物質汚染廃棄物等の処理

福島第一原発事故により、牧草、稲わら、堆肥、しいたけ、ほだ木といった農林業系副産物や、道路側溝汚泥、道路法面草木、河川敷草木などの道路・河川管理に係る廃棄物が放射性物質に汚染されました。

農林業系副産物については、令和7年1月時点において県内に約9千7百トンが保管されており、市町村等の既存焼却施設において焼却処理が進められていますが、処理完了までに複数年要することや、一部の市町村では処理方針が未定であることなどの課題があります。

道路側溝汚泥については、道路維持管理や生活環境の支障が生じている地域において、汚泥の一時保管場所の設置に向け、住民説明会の開催等による理解の醸成が進められた結果、一部地域で汚泥が一時保管されています。令和7年3月に環境省が除去土壌の埋立処分に関する基準を示したところであり、こうした基準等を踏まえながら、処理の促進に向けた支援を行う必要があります。

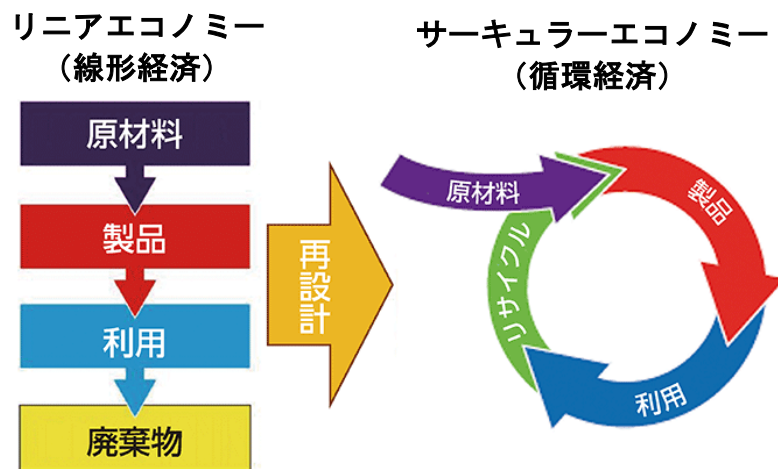
第3章 目指す姿

第1節 目指す循環型地域社会の姿

今の本県の姿は、第2章に記載したとおりですが、この計画では、循環経済への移行により、環境への負荷を減らし、健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を、県民、事業者、行政等の各主体の取組のもと推進し、将来にわたって、県民が健康で文化的な生活を享受できることを目指します。

～基本目標～

「『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて」



【図 16：循環経済のイメージ】

脱炭素社会・循環型社会・自然共生型社会が同時実現した循環共生型社会は持続可能な地域を基礎として各地域が支えあうことで成り立つものです。

県においてもネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ及び循環経済を統合的に実現するための取組を進めることが重要であると考えられます。

例えば、食品ロス削減や食品リサイクル等の取組を推進は、食品ロス・食品廃棄物からの温室効果ガス排出量の削減に寄与します。

廃棄物系バイオマス、農作物非可食部や未利用間伐材等の未利用資源についての活用検討も重要です。

岩手県内では、これまでも、廃棄物の地域排出抑制等による環境負荷低減と自然回帰を基調とするまちづくりを目指す「かまいしエコタウン」の取組や、葛巻町内のバイオガスプラントによる家畜排せつ物の資源利用、県内セメント会社による廃棄物の熱回収とマテリアルリサイクルなど、地域資源の循環を図る取組が各地域で行われてきました。また、今後は廃棄物からエタノールを回収するプラントの設置計画などによる廃棄物の更なる有効利用が期待されています。

こうした事例を踏まえつつ、岩手らしい持続可能な循環型地域社会の構築を支える循

環資源の種類や地域特性に応じた最適な範囲での循環システムの確立を進めていくことを基本目標とします。また、基本目標の実現に向け、次の3つの具体像を掲げて取組を進めていきます。

1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

(1) 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換

県民は、マイバッグ・マイボトルの利用や簡易包装製品を選択して容器包装の削減を図ること、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品を選択すること、材等の再生可能な資源を利用した製品やリユース品、リサイクル製品等を優先的に購入すること、メンテナンスや修理等のサービスの活用等により物を長く大切に使うことなど、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいくこと、ごみの減量化、適切な分別による拠点回収や店頭回収などの資源回収などに積極的に協力するなどのライフスタイルの転換を図ります。

事業者は、再生材や再生可能資源を使用するといった環境に配慮した事業活動を行うとともに、環境配慮設計の取組推進や再生材の利用率向上などを図ります。

県民や事業者が連携しながら、3R+Renewableを徹底し、資源循環に配慮した消費行動に積極的に取り組むことを目指します。

(2) 新たな環境ビジネスの創出支援

3R+Renewableに関する取組、モノの点検・リペア・交換・再使用やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する支援を行い、創出されたビジネスが圏域の地域振興の担い手となる社会を目指します。

(3) 関係産業・学術機関等との連携体制の構築

廃棄物の円滑な3Rを推進するため、先駆的な取組を行う事業者を支援するとともに、優良な関係産業の育成や関係団体との連携体制の構築を推進します。

(4) 適正なリサイクル推進体制の確立

個別リサイクル法を軸として、市町村その他関係団体と連携の上、有効部品・物質の回収体制（高度リサイクル）の構築を推進します。

また、廃棄物を活用した発電など、バイオマスエネルギーの利活用体制の構築を支援します。

(5) 海岸漂着物対策地域計画に基づく取組

良好な環境が保たれた本県の海岸を守るため、森から川を経て海に至る流域全体で、多様な主体との連携・協力により、海岸漂着物の発生抑制や回収・処理を推進します。

2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

(1) 地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築

経済性と環境負荷の軽減の観点から、地域の実情に応じたごみ処理の広域化等による効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

(2) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害に伴って発生する災害廃棄物については、優先度が高い順に、被災市町村における処理、被災市町村から事務委任を受けた県が主体となって行う県内での処理、地域ブロックにおける広域処理、複数の地域ブロックにまたがる広域的な処理となり、これらを被災の状況やその地域の処理能力に応じて適切に組み合わせ対応することが基本となります。

また、災害廃棄物処理の円滑かつ迅速な実施に当たっては、民間事業者の保有する産業廃棄物処理施設を活用することも極めて重要となります。

このように重層的に対応するためには、市町村が平時から災害廃棄物処理計画を策定し、住民への分別に係る周知方法や仮置き場などについて想定しておくことや、職員の研修・訓練等により事前に備えること、国、地域ブロック、県、市町村といった各層内及び各層間において、主体となるべき行政機関が他の行政機関や事業者、専門家等と連携・協力関係を構築しておくことが必要であり、発災した際には、被災しなかった地域を含む関係者間の連携・協力により処理に当たることが重要です。

さらに、災害時も含め、廃棄物処理施設が自立・分散型の地域のエネルギーセンターや防災拠点としても機能するよう、廃棄物処理施設及び周辺における必要な設備の整備や脱炭素化にもつながる熱回収の強化等を進めることも重要です。

(3) 廃棄物処理施設の設置の最適化

持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、一般廃棄物処理施設の確保など、一般廃棄物処理体制の整備を支援するとともに、次期公共関与型産業廃棄物最終処分場を着実に整備し、適正に運営するなど、産業廃棄物処理体制の確保に努め、県内における廃棄物処理施設の設置の最適化を図ります。

3 廃棄物の適正処理

(1) 適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保

排出者に産業廃棄物の適正処理に理解を深めるための研修会を開催するほか、ドローンの活用等により監視体制の強化・効率化を推進します。また、優良産業廃棄物処理業者格付け制度を通じて、優れた見識を有する廃棄物処理業者の育成を進めるとともに、産業廃棄物処理業者が不慮の事故等に備えて岩手県廃棄物処理業者育成センターに預託する保証金制度の周知などの廃棄物の適正処理に関する普及啓発を推進することで、排出者が安心して処理を委託できる環境整備に取り組めます。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理

処理期限である令和 8 年度末までに確実に処理が行われるように、低濃度 P C B 廃棄物を保管している事業者等に対して説明会の開催等に取り組みます。

また、処理期限後に P C B 廃棄物が発見された場合の処理体制の構築について、国に対し要望していきます。

(3) 放射性物質汚染廃棄物処理の実施

市町村等が事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物の処理を速やかに進めていくことができるよう支援を継続し、人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していきます。

第 2 節 目標

1 廃棄物の将来予測

(1) 一般廃棄物の将来予測

ア 排出量

令和 5 年度の県内の一般廃棄物排出量は約 37 万 7 千トン（前年比 4.0%減）で、このうち家庭から排出された生活系ごみは約 26 万 1 千トン（同 5.0%減）、生活系ごみから資源回収ごみを除いた家庭系ごみは約 21 万 4 千トン（同 4.3%減）、スーパーなどの小売店や事業所等から排出された事業系ごみは約 11 万 6 千トン（同 1.7%減）でした。その内訳をみると、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他及び直接搬入ごみのいずれも減少しました。

ごみ排出量の変動は、経済的要因や社会的要因など県民生活にまつわる多様な社会環境条件に左右されます。一概にごみ排出量の変動の要因を推測することは困難ですが、本計画の計画期間の最終年度である令和 12 年度の本県の人口は 106 万 6 千人まで減少するものと推計（国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成 5 年 3 月推計））されていることから、ごみ排出量は減少すると予測されます。

また、国の環境白書によると、一人一日あたりのごみ排出量も 2000 年をピークに減少を続けていることから、今後も同様の傾向で推移するものと予測されます。

【表 4 過去 5 年間の一般廃棄物排出量等の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総排出量（トン）	420,164	405,527	401,035	392,513	376,721
生活系ごみ（トン）	288,386	285,440	281,161	274,414	260,658
家庭系ごみ（トン）	232,255	232,430	228,799	223,815	214,089
事業系ごみ（トン）	131,778	120,087	119,874	118,099	116,063
県民一人1日当たり ごみ排出量（グラム）	927	908	908	901	875
生活系ごみ（グラム）	636	639	637	630	606
家庭系ごみ（グラム）	512	520	518	514	497
事業系ごみ（グラム）	291	269	271	271	270
人口（人）	1,238,207	1,223,946	1,209,697	1,193,904	1,176,017
世帯数（世帯）	528,407	492,436	532,859	534,585	535,019

（出典）（環境省）一般廃棄物処理実態調査、岩手県人口移動報告年報（※世帯数）

なお、本県内の空き家数は、令和5年に約10万件と前回調査時（平成30年）の約9.4万件から増加（※）していることから、前述の家庭からの片付けごみについては、今後においても、発生量の推移を注視する必要があります。

※：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

イ リサイクル率

リサイクル率は平成30年度以降、18%台を割り込んで減少傾向で推移しており、追加的な施策を実施しない場合には、令和12年度においても、さらに低下することが見込まれます。

（2）産業廃棄物の将来予測

ア 予測方法

廃棄物量の将来見込みについては、業種別に次に示す方法で試算しました。

【製造業】（使用データ：製造品出荷額）

3つの型（基礎素材型、加工組立型、生活関連・その他型）に分類し、平成30年度から令和4年度までの製造品出荷額等を回帰式で予測し、その増減率で排出量も推移するものとししました。

ただし、基礎素材産業と加工組立型産業は、製造品出荷額の増減が大きく回帰式による予測が適さないため、現状のまま推移する予測値とししました。

【建設業】（使用データ：廃棄物量）

震災の復興事業等により増加していましたが、震災から10年程度を経て震災前の水準に戻ったところであり、今後大幅な減少は見られないと考えられ

ます。

今後は、社会インフラや建物の老朽化による維持管理工事や解体工事の増加等が見込まれるものの、人口減少の影響を受けることが想定されるため、建設業の排出量は減少のまま推移するものとしました。

【電気水道業】

電気業及び上水道業は、人口減少の影響を受けると考えられるが、産業需要の影響もあるため、現状のまま推移するとした。

【その他の業種】

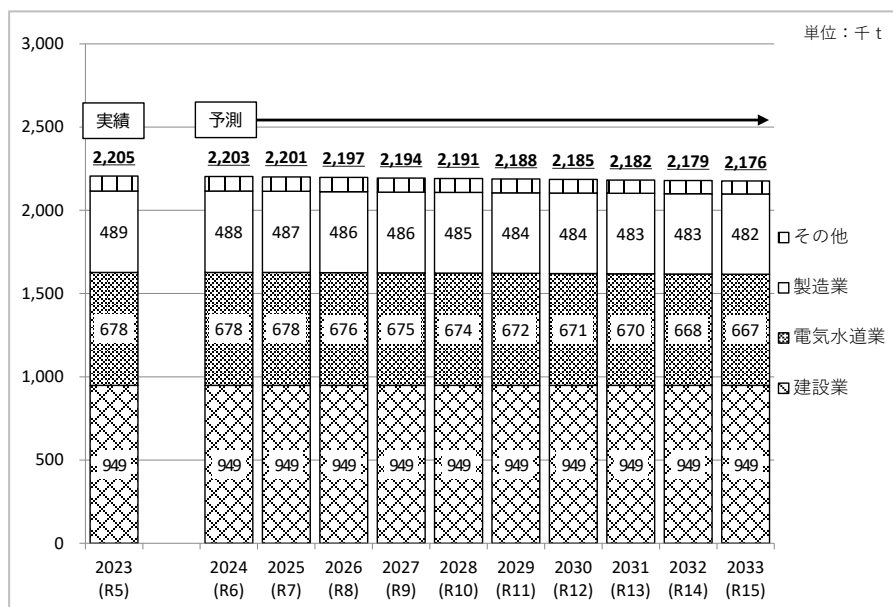
国立社会保障・人口問題研究所の将来予測を基に計算した人口減少率で排出率も推移するものとしました。

イ 排出量の将来予測結果

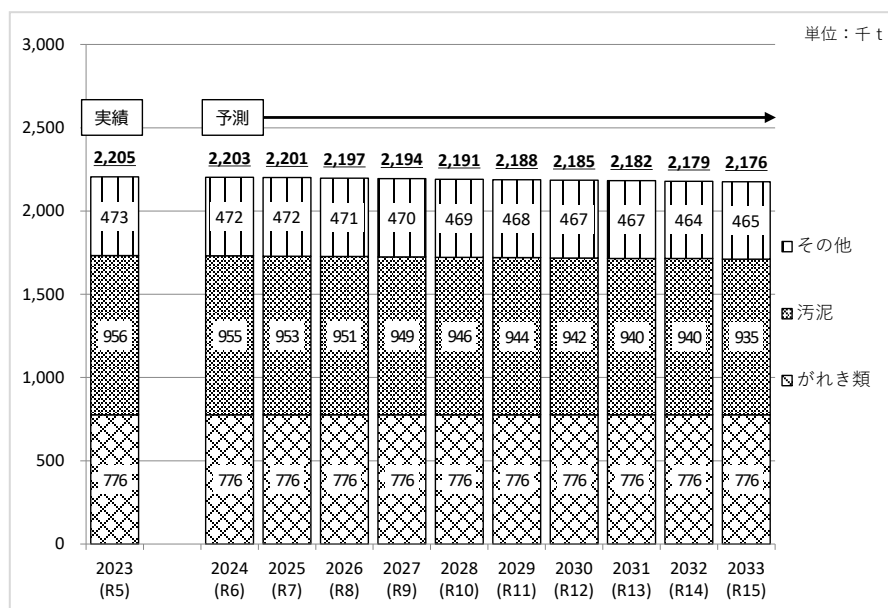
予測結果についてみると、排出量は、令和5年度の2,205千トンに対して、令和10年度で2,191千トン、令和15年度で2,176千トンとなるものと予測されます（図17、図18）。

業種別にみると、建設業が横ばい、電気・水道業と製造業が微減傾向で推移する見込みです。

種類別にみると、がれき類が横ばい、汚泥が減少傾向となっています。汚泥は、下水道普及率の増加により下水道汚泥の排出量の増加が考えられるものの、人口の減少が普及率を上回りつつあることから、今後は減少傾向で推移する見込みです。



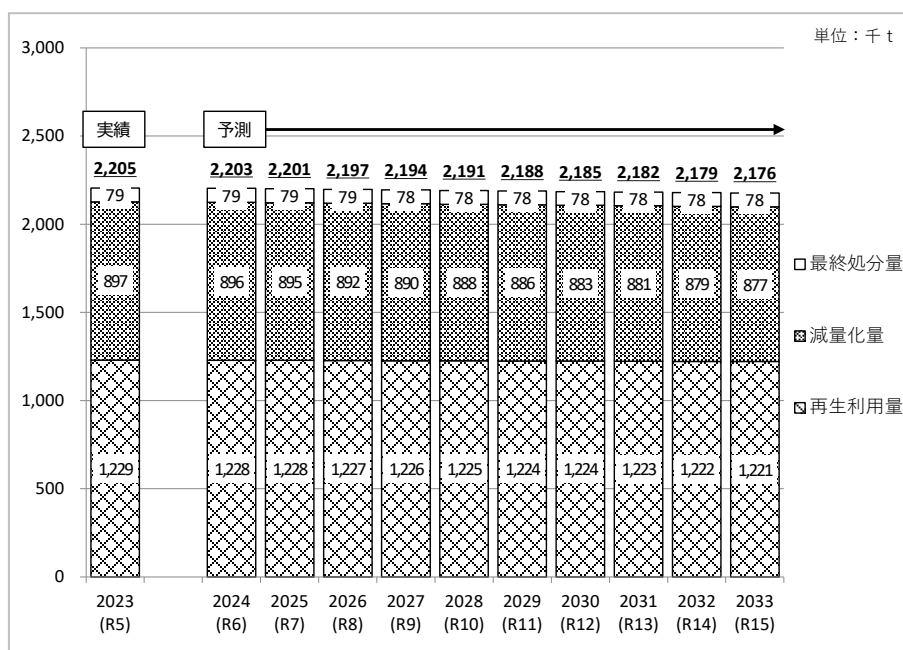
【図17 業種別排出量の将来見込み】



【図 18 種類別排出量の将来見込み】

ウ 処理量の将来予測結果

処理量の将来予測は、現状の業種別、種類別の排出量に対する処理方法等の割合が将来も一定であると仮定し、算出した結果、全体が微減傾向にあり、特に減量化量の減少が大きくなっています（図 19）。



【図 19 処理量の将来見込み】

2 一般廃棄物に関する目標

一般廃棄物（ごみ）の減量化等に関する目標を次のとおり設定します。

本計画においては、国の循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月環境省策定）及び国の基本方針（令和7年2月）の将来目標を踏まえ、ごみ排出量の削減や循環利用をさらに推進することを基本として目標設定することとしました。

【表5 一般廃棄物に関する目標】

目標項目	令和6年度実績	令和12年度目標
リサイクル率	⑤16.4 %	⑪23.0 %
エコ協力店いわて認定店等における店頭資源回収量	1,982 トン	2,600 トン
県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量	⑤497 グラム	⑪478 グラム
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	⑤270 グラム	⑪260 グラム
最終処分量	⑤34.8 千トン	⑪33.0 千トン

⑤：令和5年度実績、⑪：令和11年度実績

【目標の考え方】

（1） リサイクル率

リサイクル率は、近年 16%台で推移しており、追加的な施策を実施しない場合には、このトレンドが続くものと考えられますが、今後も一層、普及啓発活動などに取り組み、一般廃棄物の減量化や製品プラスチックの分別収集、再商品化を促進する等リサイクル率の上昇を目指します。

国の基本方針（令和7年2月）において、令和12年度に26%とする目標（令和5年度実績から6.5ポイントの増加）としていることから、本県でも国と同様に令和5年度実績から約6.5ポイントの増加を目指し、令和12年度において23%を目標値とするものです。

（2） エコ協力店いわて認定店等による店頭資源回収量

上記（1）のリサイクル率は、市町村や一部事務組合等からの報告を基に環境省が公表している一般廃棄物処理事業実態調査によるため、県民が小売店等に持ち込んだ資源回収量は含まれません。近年、多くの小売店等で店頭資源回収が行われており、県民のリサイクルに関する意識の状況を把握するため、本指標を設定し、年間100トン程度の増加を目指すものです。

また、併せてエコ協力店いわて認定制度の啓発と環境に配慮した買い物（消費行動）の促進に引き続き取り組んでいくこととします。

（3） 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量、県民一人1日当たり事業系ごみ排出量、最終処分量

県民一人１日あたりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあるものの、依然として全国平均を上回る水準であることから、国の基本方針（令和７年２月）における目標値である 478 グラム（令和 12 年度）を目標とします。

また、県民一人１日あたり事業系ごみ排出量は、現状値を踏まえ、県民一人１日あたりの家庭系ごみの排出量と同様の削減率を目指すこととして、260 グラム（令和 12 年度）を目標とします。

最終処分量は、国の基本方針（令和７年２月）における削減率（令和 12 年度において令和 4 年度比 5 %減）と同様の削減率を目指すこととして、33.0 千トン（令和 12 年度）を目標とします。

3 産業廃棄物に関する目標

【表 6 産業廃棄物に関する目標】

目標項目	令和 6 年度実績	令和12年度目標
産業廃棄物排出量	⑤2,205 千トン	⑪2,200 千トン
再生利用率	⑤55.7 %	⑪60.6 %
最終処分量	⑤79 千トン	⑪76 千トン
自県内処理率	94.5 %	97.5 %

⑤：令和 5 年度実績、⑪：令和 11 年度実績

【目標の考え方】

（１） 産業廃棄物排出量

産業廃棄物の将来予測を踏まえ、2,200 千トンを目標とします。これは、国の基本方針（令和 7 年 2 月）における目標（令和 12 年度において 1 %増に抑制）を踏まえ、令和 5 年度実績の水準の維持を目指すものです。なお、東日本大震災津波以降のピーク時（平成 25 年度の実績値：3,283 千トン）の排出量から約 36%の削減をしようとするものです。

（２） 再生利用率

令和 6 年度実績については令和 5 年度の国の再生利用率（54.4%）を現状で上回っていますが、本県の産業廃棄物再生利用率は近年減少傾向にあることから、リサイクルの促進等に取り組むことにより概ね 5 %の増加を目指すものです。

（３） 最終処分量

産業廃棄物の将来予測を踏まえ、76 千トンを目標とします。これは、国の基本方針（令和 7 年 2 月）における目標（令和 12 年度において令和 4 年度比 10 %削減）と同水準の削減を目指すものです。なお、東日本大震災津波以降のピーク時（平成 30 年度の実績値：99 千トン）の最終処分量から約 23%の削減をしようとするものです。

(4) 自県内処理率

自県内処理を推進するため、可能な限り県内での処理を目指すものですが特別管理産業廃棄物の一部など県外でしか処理できない廃棄物もある実態を考慮して、東日本大震災以降のピーク時の自県内処理率（平成 25 年度：97.1%）と同水準となる 97.5%を目標とするものです。

4 廃棄物の不適正な処理の防止等に関する目標

【表 7 廃棄物の不適正な処理の防止等に関する目標】

目標項目	令和 6 年度実績	令和12年度目標
適正処理率	99.8 %	100 %

【目標の考え方】

産業廃棄物適正処理指導員による立入検査件数に対する適正処理事案の割合であり、監視・指導体制の充実・強化等により 100%を目指します。

5 資源循環に関する目標<参考指標>

【表 8 資源循環に関する目標】

目標項目	令和 6 年度実績	令和12年度目標
入口側の循環利用率	23.0 %	①23.0 %

※ 入口側の循環利用率：物質フローにおいて、経済社会に投入されるものの全体量「総物質投入量」（令和 5 年度実績 2,933万トン）のうち循環利用量（同 527万トン）の占める割合を表す指標。

【目標の考え方】

持続可能な地域社会の実現に向けては、SDGs の理念のもと、事業活動や県民のライフスタイルにおいて、廃棄物を資源と捉え、天然資源の消費を抑制する取組の浸透が必要であることから、入口側の資源循環率を参考指標として設定することとしました。

目標値としては、循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月環境省策定）における目標値 19.0%（令和 12 年度）を踏まえ、国の目標値を上回る水準の維持を目指します。

6 本計画の目標の一覧

本計画で設定した目標値と設定の考え方をまとめると以下のとおりです。

【表9 本計画の目標の一覧】

	指標名	単位	R6実績	R12目標	目標値設定の考え方
一般廃棄物	リサイクル率	%	⑤16.4	⑪23.0	国の基本方針においてR12に26%とする目標（実績から6.5ポイント増）としていることを踏まえ、国同様にR5実績から約6.5ポイントの増加を目指すもの。
	エコ協力店いわて認定店等による店頭資源回収量	トン	1,982	2,600	上記リサイクル率（量）は、店頭資源回収量を含まないことから、県民のライフスタイルの変革を促す指標として設定し、制度の啓発とともに、年間100トン程度の増加を目指すもの。
	県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量	グラム	⑤497	⑪478	国の基本方針における目標値478グラム（R12）を目指すもの。
	県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	グラム	⑤270	⑪260	県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量と同様の削減率を目指すもの。
	最終処分量	千トン	⑤34.8	⑪33.0	国の基本方針における削減率（R12においてR4比5%減）と同水準の削減を目指すもの。
産業廃棄物	産業廃棄物排出量	千トン	⑤2,205	⑪2,200	国の基本方針（R7.2）における目標（R12においてR4比1%増に抑制）を踏まえ、R5の水準の維持を目指すもの。
	再生利用率	%	⑤55.7	⑪60.6	関連施策の展開により現状値から概ね5%の増加（平成30年度：60.6%）を目指すもの。
	最終処分量	千トン	⑤79	⑪76	国の基本方針（R7.2）における目標（R12においてR4比10%削減）と同水準の削減をするもの。
	自県内処理率	%	⑤94.5	⑪97.5	特別管理産業廃棄物等の県外処理を要する廃棄物もある実態を考慮し、東日本大震災以降のピーク時の自県内処理率（平成25年度：97.1%）との目標値とするもの。
適正処理	適正処理率	%	99.8	100	産業廃棄物適正処理指導員による立入検査など、監視・指導体制の充実・強化等により適正処理事案の割合100%を目指すもの。
資源循環	<参考指標> 入口側の循環利用率	%	23.0	⑪23.0	循環型社会形成推進基本計画における目標値19.0%（R12）を踏まえ、国の目標値を上回る水準の維持を目指すもの。

⑤：令和5年度の実績、⑪：令和11年度の実績

第4章 施策の展開方向

循環型社会の形成に当たっては、第3章で掲げた目指す姿の具体像に対応した以下の3つの基本的な考え方で施策を展開します。

また、施策の展開に当たっては、指標の目標達成を目指すほか、多様な主体の参画のもと、各施策が寄与する環境・社会・経済の各分野やSDGsとの関連も意識して総合的に取組を展開していきます。

- ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進
- 持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進
- 廃棄物の適正処理の推進

第1節 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進



1 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進

(1) 各主体と連携した循環型地域社会形成施策の推進

- 廃棄物の発生・排出抑制や循環的利用、適正処理に関する積極的な情報発信により各主体間の情報共有を図り、各主体の参加、連携及び協働のもとで廃棄物施策その他の循環型社会地域形成のための施策を進めます。
- 地域の産業構造や廃棄物の排出動向等について分析を行うとともに、県内における産業廃棄物処理の最適化や地域循環共生圏を支える新たな環境ビジネスの創出を支援します。

(2) ごみの発生・排出の抑制、循環的利用の推進

- 3Rの推進に当たっては、地域特性や今後の少子高齢化の進行などを踏まえ、廃棄物処理体制の最適化を図ります。
- ライフサイクル全体で徹底的な資源循環が図られるよう、適正なりサイクルを進めるために必要な情報や市町村ごとのごみの排出及び処理の実態について、県民等が分かりやすいように情報提供します。
- 市町村に対し、家庭ごみの約3割を占める生ごみの削減や一般廃棄物処理の有

料化をはじめとするごみ減量化策、廃棄物処理における熱回収、プラスチックの分別収集及び再商品化などについて助言や支援を行うとともに、県民等への廃棄物等の発生抑制を優先した３Ｒの更なる普及啓発により、循環型地域社会を目指し、市町村の持続可能なごみ処理体制の確保に努めます。

- 岩手県オリジナル３Ｒ推進キャラクター「エコロル」を活用し、環境月間（６月）や３Ｒ推進月間（１０月）及び食品ロス削減月間（１０月）に合わせて、小売事業者や協力団体、市町村等と連携しながら、「もったいない・いわて３Ｒ運動」を展開するなど、３Ｒ＋Renewable 推進のための普及啓発活動を積極的に実施します。

- 「マナーを守り いわての豊かな環境と資源を 未来へ」のスローガンのもと、県民運動として「いわて三ツ星 eco マナーアクション」に引き続き取り組みます。

① いわて三ツ星 eco マナー１ 「ごみのポイ捨てや不法投棄をしない」

アクション事例

- ・ ごみは分別してごみ箱に捨てる
- ・ 外出時ごみ箱がない時には持ち帰る
- ・ 地域の清掃活動に積極的に参加する

② いわて三ツ星 eco マナー２ 「レジ袋などの使い捨てプラスチックの使用は控える」

アクション事例

- ・ 買い物にはマイバッグやマイバスケットを持参する
- ・ 使い捨てプラスチック（ストロー・スプーン等）の使用は控える
- ・ 詰替商品を購入し、容器はくり返し使用する

③ いわて三ツ星 eco マナー３ 「食事は 楽しく・おいしく・残さず食べる」

アクション事例

- ・ 外食時は適量を注文して食べ残さない
- ・ 料理は食べ切れる量で調理する
- ・ 宴会では「3010 運動」を実践する

- 県民に対する３Ｒ＋Renewable 推進に係る啓発を一層強化し、マイバッグの持参促進や詰替商品の販売促進・購入、過剰包装の自粛・辞退など、流通から消費までの各段階において、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を県民や事業者に働きかけ、地域レベルでの循環型社会の形成を促進します。

- 「エコショップいわて」や「エコレストランいわて」、「エコホテルいわて」のエコ協力店いわて認定店については、店頭資源回収量などの共通の推奨取組項目や表彰制度も設けており、今後、制度の普及を図り、認定店の拡大と消費者による利用を促進します。

- 家庭等における食品の食べ切り・使い切りや外食における適量な注文、食べ残しの削減等に関する普及啓発や提供食材の食べ切り行動に協力する「もったいない・いわて☆食べきり協力店」（以下「食べきり協力店」という。）の活用促進を

図るなど、食品ロスの削減を促進します。

- 再生資源利用認定製品については、令和6年度末で280件（累計）を認定しており、今後もこの制度の普及に努めるとともに、県の率先利用や市町村との連携を図り、認定製品の拡大と利用の促進を図ります。
- 県内の小中学生を対象として、身近な環境やごみについて考えてもらい、資源を大切にした暮らしの実践を呼びかけるため、「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」を実施します。
- 感染性廃棄物等の処理に当たり、一般家庭や関係事業者に対し、適切な排出方法や処理方法などに関する情報提供や助言を行います。

（3） 廃棄物分野における脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- 廃棄物の発生や排出の抑制を優先した取組を推進するとともに、エネルギー消費の抑制や資源の有効活用を進めるため、リサイクルの促進を図ります。
- 3R+Renewableを徹底し、資源循環に配慮したライフスタイルの定着や環境配慮設計の取組推進や再生材の利用率向上などの事業経営への一層の転換を図ります。

2 新たな環境ビジネスの創出支援

- 循環型社会ビジネスの健全な発展を確保するため、循環型地域社会の形成に関する条例に基づいて、引き続き県内の廃棄物処理業者の格付け制度を運営し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
- サーキュラーエコノミーへの移行を推進するための事業等により、事業者の3R＋Renewableの取組や、リース、レンタル、シェア、サブスクリプションサービスなど資源消費に依存しない経済活動への展開を支援するとともに、再生資源利用製品認定制度の運用などによってリサイクル製品の利用を促進し、資源循環を価値の源泉とした新たなビジネスモデルの構築や拡大を促進します。
- 製品のメンテナンス、リペアや一次使用後のリファビッシュ、リマニュファクチャリングなど、製品の長寿命化や残存価値を最大限活用する資源効率性の優れたビジネスモデルの構築を支援し、県内経済の成長と資源循環の両立、デカップリングにつなげていきます。

3 関係産業・学術機関等との連携体制の構築の推進

(1) 各種研修会の開催による適性処理の推進

- 事業者による発生・排出抑制や循環的利用に関する取組を促進するため、ニーズに沿った的確な情報提供を図るとともに、排出者や処理業者等を対象とした講習会を県内各地で開催し、適正処理の普及啓発を推進します。【再掲】

(2) 各種制度の活用による支援

- 多量排出事業者や準多量排出事業者に対して、発生・排出の抑制や循環的利用についての指導を強化するとともに、産業廃棄物の減量や適正処理に係る計画の内容や実施状況を公表します。
- 産業廃棄物税制度及び環境保全協力金制度について、経済的手法として引き続き廃棄物の排出抑制を図るとともに、循環経済への移行を推進する施策等の財源として活用しながら、制度の見直しについても随時検討を行います。
- サーキュラーエコノミーへの移行を推進するための事業等や再生資源利用認定製品認定制度について、製品の価値をできるだけ長く保ち、地域における廃棄物の発生を最小に留める持続可能な事業活動を促進するため、効果の検証や事業者のニーズを踏まえながら、これらの事業による効果的な支援を実施していきます。
- 産業廃棄物処理業者格付け制度による認定を受けた優良な処理業者が、格付けを受けていない他の事業者に比べて優位に処理を委託されるよう、国の優良産業廃棄物処理業者認定制度との相乗効果拡大を図りながら、当該制度の普及を進めていきます。
- 廃棄物の再資源化技術等の研究開発について、県の関係機関による取組を推進するとともに、民間企業等における取組の支援に努めます。

- 資源循環の取組に精通したコーディネーターを配置して事業者への支援体制を充実するとともに、企業間や企業・地域間の連携した取組を促進し、地域における廃棄物の減量化や資源の循環利用を促進します。
- 小型家電リサイクル法等の着実な施行など、使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進に向けて、県・市町村・関係団体が連携して、個別リサイクル法等について、県民・事業者に対する普及啓発に取り組めます。

4 適正なリサイクル推進体制の確立

(1) 一般廃棄物に関する施策

- 「エコショップいわて」や「エコレストランいわて」、「エコホテルいわて」のエコ協力店いわて認定店については、店頭資源回収量などの共通の推奨取組項目や表彰制度も設けており、今後、制度の普及を図り、認定店の拡大、消費者による利用を促進するとともに、店頭での資源回収を促進します。
- 市町村の特性に応じたごみ減量化施策や分別・リサイクルに関する助言等を行うほか、「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を引き続き開催し、先進事例の紹介等を通じて、市町村のごみ減量化の取組を支援します。

(2) 産業廃棄物に関する施策

ア 産業廃棄物の発生・排出の抑制、循環的利用の推進及び適正処理の確保

- 事業者による発生・排出抑制や循環的利用に関する取組を促進するため、ニーズに沿った的確な情報提供を図るとともに、排出者や処理業者等を対象とした講習会を開催し、適正処理の普及啓発を推進します。
- 多量排出事業者や準多量排出事業者に対して、発生・排出の抑制や循環的利用についての指導を強化するとともに、産業廃棄物の減量や適正処理に係る計画の内容や実施状況を公表します。

イ 本県における代表的な産業廃棄物に関する施策

本県において排出量が多い廃棄物等については、以下の取組を進めていきます。

(ア) 下水道等污水处理施設からの汚泥

- ・ 汚泥処理については、資源としての利用に努めるとともに、処理の安定性の確保と効率的な処理の推進に努めます。そのためには、
 - a 有効利用についての目標を設定し、汚泥の有効利用を推進します。
 - b 汚泥の処分、利用形態を複数確保するなど、安定した処理の確保に努めます。
 - c 民間活力を活用しつつ、広域的処理やごみ処理施設などの異種の施設による共同処理も含めて検討し、より効率的な処理の推進に努めます。

- ・ 「いわて汚水処理ビジョン 2025」に掲げる汚泥処理の方針に基づいて、汚泥処理の施策を推進します。

(イ) 建設系廃棄物（がれき類、木くず）

- ・ 建設廃棄物の排出抑制及び分別解体、再資源化を促進するとともに、県内で製造された再生建設資材の積極的な使用促進に努めます。
- ・ また、公共施設については、適切な維持管理による長寿命化を推進し、建設廃棄物の排出抑制につなげていきます。

(ウ) 農林水産業系廃棄物（動物のふん尿、木くず、動植物性残渣）

- ・ 「岩手県家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、地域内の耕種農家との連携強化等による堆肥の利用拡大のほか、必要に応じ家畜排せつ物のエネルギーとしての利用を図るなど、家畜排せつ物・畜産バイオマスの有効利用を促進します。
- ・ 「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第3期）」に基づき、公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進するとともに、関係機関と連携して林業系バイオマスの有効利用に向けた取組を支援します。
- ・ 国（環境省）が令和2年5月に改訂した「漁業系廃棄物処理ガイドライン」等を参照しながら、漁業系廃棄物の循環的な利用や適正処理を促進します。

(エ) 農林水産業系廃棄物（廃プラスチック類）

- ・ 農業用廃プラスチックについては、生分解性プラスチックマルチフィルム²¹の普及拡大等により、農業用廃プラスチックの発生抑制を促進します。
また、適正処理に関する意識啓発や組織的な回収処理に関する周知を行うことにより、農家が保管している廃プラスチックの回収率を高め、再生利用及び適正処理を推進します。
- ・ 漁業系廃プラスチックについては、適正処理が行われるよう、引き続き漁業者等に対し意識啓発を図っていきます。

(オ) 食品廃棄物（動植物性残渣）

- ・ 食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、本来まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の削減について、事業者に対して普及啓発を行うとともに、発生した食品廃棄物等については、飼肥料化やエネルギー回収等による有効利用が徹底されるよう、国と連携して食品関連事業者、再生利用事業者及び再生肥料や再生飼料を利用する農林漁業者等が一体となった再生利用の取組を支援します。
- ・ また、各地域における再生利用システムの確立に向けた普及啓発、情報

²¹ 生分解性プラスチックマルチフィルム 生分解性プラスチックの一種で使用後に土壤中にすき込むことで微生物の作用によって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのことです。

提供及び技術開発を推進します。

(3) その他の個別のリサイクル法等による取組の推進

循環型社会形成推進基本法が平成 13 年 1 月に施行されるとともに、各品目に応じた個別のリサイクル法である容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等が制定・改正されるなど、循環型社会の形成に向けた法体系が整備されています。

本県においても、循環型地域社会の形成を推進するため、これらの法律に基づく必要な取組を進めていきます。

ア 容器包装リサイクル法

- 容器包装リサイクル法は、市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理責任を負うという従来の考え方を改め、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化（リサイクル）を実施するというそれぞれの役割分担に基づき、リサイクルを推進しようとするものです。
- この法律は、平成 9 年からガラスびん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、紙パックの容器包装を対象として施行され、平成 12 年からは、これらの品目に加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボールが新たに対象となりました。
- 県では、環境省作成の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を普及し、市町村における容器包装廃棄物の収集品目の拡大やリサイクル率の向上に向けて、分別収集体制の整備等について助言を行っていきます。
- 令和元年 12 月の容器包装リサイクル法関係省令改正に基づき、令和 2 年 7 月に小売店等に義務付けられた「レジ袋の有料化」を契機とし、県民に対する 3R 推進に係る啓発を一層強化し、マイバッグの持参促進や詰替商品の販売促進・購入、過剰包装の自粛・辞退など、流通から消費までの各段階において、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を県民や事業者働きかけ、地域レベルでの循環型社会の形成を促進します。【再掲】

イ 家電リサイクル法

- 家電リサイクル法は、家電 4 品目²²について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）を義務付けています。
- また、消費者（排出者）には、家電 4 品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどを定めており、消費者や小売業者・製造業者等の役割分担に基づき、廃家電のリサイクルの促進を図っています。

²² 家電 4 品目 家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機・衣類乾燥機を指しています。

- 製造業者等は再商品化等（リサイクル）を行う場合、定められたリサイクル率の達成とともに、フロン類使用の家庭用エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機（ヒートポンプ式）については、フロンを回収しなければなりません。
- そのほか、特定家庭用機器廃棄物の小売業者から製造業者等への適切な引渡しを確保するために管理票（マニフェスト）制度が設けられており、これによりリサイクルの実施状況について、消費者も確認できる仕組みとなっています。
- 県では、市町村と連携しながら、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう、県民に対する制度の普及啓発に取り組んでいきます。

ウ 小型家電リサイクル法

- 有効な資源等を含む使用済小型電子機器等の再資源化の促進を目的に、小型家電リサイクル法が平成 25 年 4 月 1 日から施行され、同法の規定により認定を受けた事業者が、パソコンや携帯電話などの電子機器を広域的に収集、中間処理及び再生利用を行っています。
- 県では、既に使用済小型家電の回収を実施している市町村の事例を紹介するなど、リサイクルがさらに促進されるよう制度の普及啓発に取り組んでいきます。

エ 食品ロス削減推進法及び食品リサイクル法

- 食品ロス発生量は、日本全国で年間約 472 万トン（農林水産省及び環境省「2022 年度推計」）と推計されており、食料の約 6 割を海外に依存する一方で大量の食品ロスが生じています。食品ロスや食品廃棄物は、処理に高額な経費を要することに加え、化石燃料の使用が地球温暖化につながっていることから、食品ロスの発生をできる限り抑制し、環境負荷の低減を図る必要があります。
- 県では、令和 3 年 12 月に策定した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、家庭におけるエコクッキングの普及啓発、エコレストランいわて認定店や食べきり協力店の活用推進等により、食品廃棄物の発生抑制に最優先に取り組むとともに、食品循環資源の飼肥料化やエネルギー回収等の有効利用に関する普及啓発、市町村等に対する助言、事業者に対する支援に取り組んでいきます。

オ 自動車リサイクル法

- 自動車リサイクル法では、拡大生産者責任²³の考え方に基づき、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類について、自動車製造業者（輸入業者を含む。）に対して引取り及びリサイクル（フロン類

²³ **拡大生産者責任** 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

は破壊)を義務付けています。

- 県では、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むように、県民に対する制度の普及啓発や適切な運用に取り組んでいきます。

カ プラスチック資源循環促進法

- 令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じることとされています。
- 県内では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が行われている市町村・一部事務組合が少ない状況にあることから、県では、県民に対する普及啓発に取り組むとともに、市町村への技術的助言や製品プラスチックの再商品化を行う事業者の確保に取り組む等、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等に取り組んでいきます。
- 「いわて三ツ星 eco マナーアクション」や「エコ協力店いわて認定制度」等を展開するとともに、ワンウェイプラスチック²⁴の使用削減等に積極的に取り組むお店を「いわてプラごみ削減協力店」として登録し、広く県民に周知すること等により、プラスチックごみの排出抑制を推進します。

キ その他関係法令等

- 業務用冷蔵冷凍庫等のフロン排出抑制法に定める「第一種特定製品」について、フロン類が適切に回収・破壊されるとともに、回収・破壊後の廃棄物の適正処理が確保されるよう、事業者に対する指導や助言を行います。
- アスベストや水銀廃棄物といった有害物質等を含む廃棄物について、その適正処理が確保されるよう事業者に対する指導や助言を行います。
- 近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池等に起因する火災事故等が頻繁に発生することが問題となっていることから、住民への分かりやすい情報提供による普及啓発や市町村への適切な助言等により、リチウム蓄電池等の分別収集及び適正処理の促進等に取り組んでいきます。

(4) 循環型地域社会の形成に関する条例等による取組の推進

本県では、青森県境産廃不法投棄事案を教訓として、循環型地域社会の形成に向けて、平成14年12月に3条例を制定しました。

3条例は、当該条例附則に基づき5年を目途に施行状況について検討を加え、必

²⁴ ワンウェイプラスチック 一度使用して捨てられるような使い捨てプラスチックのこと。プラスチック資源循環促進法において、ワンウェイプラスチック(スプーン、ストロー、歯ブラシ等)の提供事業者(小売・飲食・サービス事業者等)は、使用の合理化(有償化、辞退誘引、意思確認等)によるプラスチック廃棄物の排出の抑制が求められています。

要な措置を講ずることとされており、産業廃棄物税条例について、令和5年度に施行状況の検討を行った結果、産業廃棄物税導入による最終処分量の抑制効果が認められるとともに、税財源を活用した産業廃棄物排出抑制施策の効果が認められることから、引き続き税制度を維持することとしました。

なお、今後も税制度による抑制効果等を検討する必要があることから、引き続き5年を目途に施行状況を検証することとしたところであり、さらにこれらの条例の適正な運用が図られるように取り組んでいきます。

ア 循環型地域社会の形成に関する条例

- 循環型地域社会の形成には、規制の強化に加え、リサイクルの促進や産業廃棄物処理業者の育成が重要であることから、資源循環・廃棄物処理行政に係る総合的な条例として本県独自に制定しました。
- この条例に基づき、廃棄物の「自県（圏）内処理」を原則として、次のような制度・施策を推進しています。
 - ・ 再生資源利用認定製品認定制度
 - ・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成
 - ・ 行政処分基準の明確化
 - ・ 有価物・リサイクル偽装の不法投棄対策
 - ・ 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議制度

【参考】

施行後5年を目途とした見直し規定に基づき、平成20年4月には、施行後の運用や条例制定時からの環境の変化等を踏まえ、下記のとおり条例の施策の補充や追加等の見直しを行いました。

- 1 不適正処理の早期発見、早期対応を図るため、県民に対し、不適正処理の情報の積極的な通報の努力義務を規定。
- 2 土地所有者等が他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正処理が行われないよう努めるとともに、不適正処理を発見した際の通報の努力義務を規定。
- 3 一定量の産業廃棄物を排出する事業者について、廃棄物処理法が規定する多量排出事業者制度と同様の制度（準多量排出事業者制度）を設けるとともに、県は当該事業者から提出された産業廃棄物処理計画等の積極的な公表を行う。
- 4 再生資源利用認定製品の認定の有効期間が満了した場合の更新制度を設ける。
- 5 産業廃棄物処理業の許可における欠格要件の判断基準を明確化する。
- 6 計画的かつ適正な産業廃棄物処理を誘導するため、産業廃棄物を屋外で保管する排出事業者に対し、廃棄物の発生量・保管量・処理量の記録を義務付ける。
- 7 有価物偽装等から生じる環境悪化対策のため、生活環境の保全に支障のおそれがあると認められる場合、報告徴収又は立入検査の結果が明らかになるまで、廃棄物等の搬入を一時的に規制する。
- 8 排出事業者の処理責任をより具体的に明示することにより、不法投棄等の抑止を図る。
- 9 排出事業者は、自らが排出する産業廃棄物が最終的に処理されるまで確実に確認するなど、責任を適切に果たすことが重要であることから、廃棄物管理責任者の設置を義務付けた。
- 10 廃棄物処理施設等の設置に係る住民理解の醸成に資するよう、従前の事前協議制度の手続きに「より住民が判りやすい説明」等の具体的な説明事項を追加するとともに、事故防止対策の導入並びに環境報告書の作成及び定期説明会（リスクコミュニケーション）の実施を義務付ける。

イ 岩手県産業廃棄物条例

- 本県、青森県及び秋田県の北東北3県で同一、同時導入しており、税率1トン当たり1,000円としています。

ウ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

- 北東北３県で同一、同時導入した条例で、産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則の考えに基づき、以下について制度化しました。
 - ・ 県外から産業廃棄物を搬入しようとする事業者については、県に対し、搬入しようとする産業廃棄物（自動車リサイクル法第２条第２項に規定する使用済自動車、同条第３項に規定する解体自動車及び同条第４項に規定する特定再資源化物品並びに小型家電リサイクル法第１１条第４項第１号に規定する認定計画に係る同法第２条第２項に規定する使用済小型電子機器等を除く。）の性状、量などの事前協議の義務化（従前の要綱を条例化）
 - ・ 搬入される廃棄物について、その重量に応じて「環境保全協力金」の納付を求めること（平成１６年１月１日施行）

５ 海岸漂着物対策地域計画に基づく取組の推進

- 日常生活や事業活動によって発生し、海岸漂着物となる海洋ごみの発生抑制を図るため、内陸地域と沿岸地域が一体となって、３Ｒの推進や、ごみの投棄の防止、水域へのごみの流出又は飛散の防止対策等の取組を推進します。
- 海洋プラスチックごみの発生抑制に向けて、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品のリデュースによるプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制を図ります。
- 海岸管理者や市町村等との連携により、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。
- 海岸漂着物等の発生抑制や円滑な処理に向けて、海岸の環境保全に関する環境学習やエシカル消費（倫理的消費）²⁵等の消費者教育を推進します。
- 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図ります。

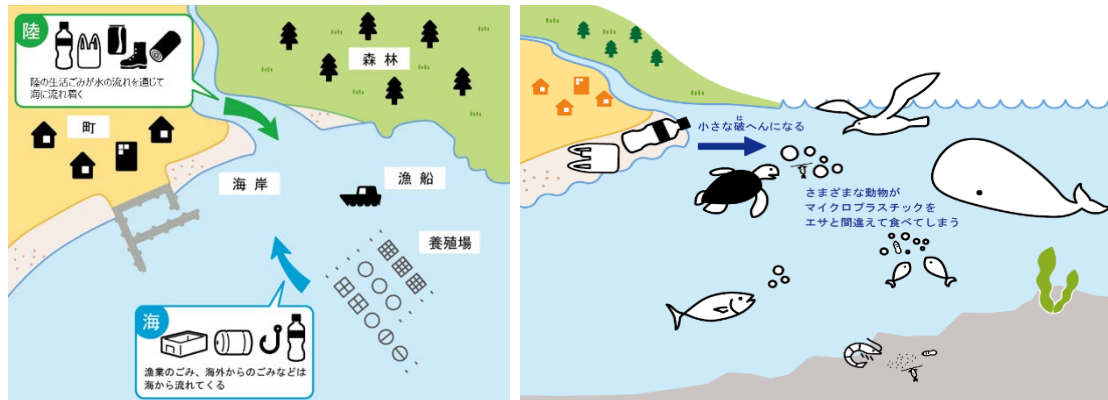
²⁵ エシカル消費（倫理的消費） 地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（消費者基本計画（平成２７年閣議決定）より）。

コラム 海岸漂着物の概要と県の取組

海洋ごみについて

海に流出するごみ、特にプラスチックごみの増加による海洋の汚染が、世界で重要な問題となっています。平成 22 年時点で、約 800 万トンのプラスチックごみが海に流出したと推計され、今後さらに増加するといわれています。

海洋プラスチックごみの増加によって、海洋の生態系への影響が懸念されており、自然界へのプラスチックの流出を防ぐ対策が急務となっています。



海洋ごみの由来、生態系への影響
(環境省が制作した海洋ごみ学習用教材から抜粋)

岩手県の取組

県は、令和元年 12 月策定した「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」の取組結果を踏まえて、令和 5 年 3 月に「第 2 期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」(計画期間：R 5～R 8)を策定し、海洋ごみ対策に取り組んでいます。

プラスチックごみのほとんどは、内陸部で発生したごみが河川等を通じて海に流出したものとされていることから、海岸漂着物等の円滑な処理に加え、3Rの推進やごみの投棄の防止など、流域圏(内陸～沿岸)が一体となった海岸漂着物等の発生抑制対策が重要です。

また、そのためには、多様な主体の連携と協力が必要です。国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者などの主体が、相互に協力しながら、それぞれの立場から積極的に取組を進めることが求められています。



海洋ごみ対策啓発用パンフレット



海岸清掃活動を通じた海洋ごみ対策の普及啓発
海ごみゼロウィーク 2023 in 岩手 キックオフイベント
(令和 5 年 5 月 20 日 大船渡市碁石海岸にて開催)

第2節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進



1 地域の実情にあったごみ処理の推進

(1) ごみの適正処理の推進

- 廃棄物の適正な処理を行う上で必要となる、安全かつ適正な一般廃棄物処理施設の整備及び確保を推進するため、循環型社会形成推進交付金²⁶の活用等について市町村等に対する助言を行います。
- 県民の理解と信頼を高めるための施設の維持管理や運営に係る情報公開について、市町村等に対する助言を行います。
- 脱炭素社会に向けた取組との統合の観点も踏まえ、災害時においても安定的に廃棄物処理を行うとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた施設の整備を促進します。
- 社会資本である一般廃棄物処理施設を活用するため、ごみ処理の広域化による地域連携も踏まえたストックマネジメント²⁷手法の導入が推進されるよう助言します。
- 廃止されたごみ焼却炉について、市町村ができるだけ早期に施設を解体撤去することができるよう、循環型社会形成推進交付金等の活用などについて助言します。

(2) ごみの広域的処理の推進

- 廃棄物の処理過程における環境負荷の低減や熱回収、経済的な効率性は、今後、一層求められる方向にあり、こうした点から引き続きごみ処理の広域化や集約化を推進する必要があります。
- 県内を6ブロック（県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部、県北）に分け、広域化を完了した沿岸中部ブロック、沿岸南部ブロック及び中部ブロックを除く3ブロックの市町村やごみ処理事業の主体となる組合に対し、地域の実情に応じて助言するとともに、施設整備の財源の一部となる循環型社会形成推進交付金等の交付要件である循環型社会形成推進地域計画の策定について支援を行います。
- 今後の人口減少に伴い、ごみ排出量の減少が予測されることから、市町村等が長期的に安定した運営ができるよう焼却施設を各ブロックに1つとする集約化を

²⁶ 循環型社会形成推進交付金 市町村の行う一般廃棄物処理施設の整備に対して国が行う助成制度。熱回収を行う焼却施設の整備に対しては、整備費の3分の1の交付金が交付されることになっています。

²⁷ スtockマネジメント 設備・機器の性能水準が整備の必要性の目安となる管理水準以下に低下する前に機能診断を実施し、その結果に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、併せてライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のことです。

進めます。また、集約化による一定以上の耐震性や規模等を有する焼却施設の整備により、災害時における稼働体制の確保を図り、通常時から災害時まで切れ目のないごみ処理体制を構築します。

なお、集約化に当たっては、市町村等の厳しい財政状況の中でコスト削減を図りつつ、現有施設を活用していくためにストックマネジメントの手法を導入し、地域の実情を踏まえて長寿命化・延命化を検討します。

- 令和6年3月環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」により、都道府県知事は計画期間を原則2050（令和32）年度末とする長期広域化・集約化計画を令和9年度末までに策定することとされたことから、市町村等の関係機関と連携して、計画の策定に向けた取り組みを進めます。
- 災害時においても安定したごみ処理を進めるため、強靱な焼却施設及びストックヤードや自家発電設備をはじめとした付加施設・設備の整備を検討することができるよう、市町村に対し技術的助言や循環型社会形成推進交付金の活用支援等を行います。また、自然災害が各地で発生する状況の中、災害廃棄物を処理するため、通常ごみの受入れに加え、ブロック内外で発生した災害廃棄物を受け入れられるよう処理能力の確保を図ります。
- 資源の有効利用、効率的な熱回収など未利用エネルギーの活用により環境負荷の低減を図るとともに、大規模化・集約化による余熱利用等により、自立・分散型の地域のエネルギーセンターや防災拠点としての機能を付加し、住民にとって安全安心な焼却施設の整備を進めます。（ごみ排出量将来予測等は資料編参照）

（3） し尿処理及び生活雑排水対策の推進

- し尿処理及び生活雑排水については、「いわて污水处理ビジョン2025」に基づき、下水道、集落排水処理施設、浄化槽など、各地域の実情に加え、将来の利用人口の予測も考慮しながら、最適な污水处理施設の整備を促進します。
- 今後、し尿処理の減少が見込まれることから、し尿処理施設の更新に合わせた循環型社会形成推進地域計画の策定に当たっては、施設の整備・運営、収集運搬など社会経済的に合理性のある区域を前提とした広域的なし尿処理について助言します。
- 施設の整備に当たっては、資源の循環的利用の観点から汚泥再生処理センター²⁸やメタン発酵によるエネルギー回収設備等の資源化設備の整備を推進することとし、市町村等の施設整備計画に対して必要な技術的助言を行います。
- 浄化槽の整備を促進し、その機能を維持するため、浄化槽指定検査機関に対して計画的な検査員の養成や検査の効率化を指導します。

²⁸ 汚泥再生処理センター 従来、し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、家庭の生ごみなどを受け入れ、堆肥化・メタン発酵などの方法によって、有機性廃棄物が保有する化学エネルギーを有効利用しようとする施設です。

2 災害に備えた廃棄物処理体制の構築の推進

近年、国内で頻繁に発生している大規模災害により生じる災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を進めるため、東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号、令和元年台風第 19 号、令和 7 年大船渡市大規模林野火災における廃棄物処理の経験を踏まえ、平成 27 年度に策定した「岩手県災害廃棄物処理対応方針」に基づき、切れ目のない災害対策の実施・強化を図ります。

また、災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物について、仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生等に係る市町村や関係団体等との協議・連携を図るなど、平時から災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理及び減量化に向けた体制の構築を推進し、非常災害時においても生活環境を保全するとともに、公衆衛生が確保できるよう取組を進めます。

(1) 平時における災害廃棄物対策の推進

- 平時においては、災害廃棄物が発生した場合に備えて、災害廃棄物仮置場の場所や分別の周知方法等についてあらかじめ「市町村災害廃棄物処理計画」に定めるよう、県内各市町村に助言を行います。
- また、地震災害に加え水害等も想定し、事業継続、受援体制の構築、リスク管理等の観点も含めた災害廃棄物処理計画の点検・見直しに関して、県内各市町村に助言を行います。
- 市町村をはじめとする災害廃棄物処理に携わる職員の研修・訓練等を実施し、あらゆる大規模災害に対応できる人材の育成に努めるとともに、事前の備えを徹底します。
- 東日本大震災津波の際には、産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理が行われており、平時においても管下の産業廃棄物処理施設の処理能力を把握するほか、廃棄物処理法に基づく特例届制度（産業廃棄物と同種の一般廃棄物の処理を可能とする施設届出）等の手続きの簡素化について適切な運用を図るとともに、市町村や事業者に対し周知を図ります。

(2) 災害発生時における災害廃棄物対策の推進

- 災害廃棄物の処理は、市町村が行う固有事務として位置づけられていますが、市町村による処理に著しい支障が生じた場合等においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく県による当該処理の受託のほか、地域ブロック又は複数の地域ブロックにわたる広域処理を行うなど、一般廃棄物の適正な処理体制を確保します。
- ごみ処理施設、し尿処理施設等が破損した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制を確立するとともに、廃棄物処理業者団体等との連携を図ります。
- 廃棄物の処理及び障害物の除去の実施機関が、当該処理及び除去を迅速かつ円

滑に実施できるよう、各機関間の連携を図ります。

- 被災した市町村からの求めに応じて、主に技術系職員等の災害廃棄物処理についての専門的知見を有する職員を現地に派遣するなど、当該市町村に対する技術的助言を行います。

3 産業廃棄物処理体制の確保

(1) 産業廃棄物処理施設の適正な設置等の促進

- 廃棄物を処理するためには処理施設の設置・稼動が必要であり、また、施設に対する県民の理解と信頼を得ることが不可欠です。
- 施設に対する県民の理解と信頼を得るためには、施設の安全性に関する情報提供が必要であり、県としては、施設の維持管理や運営に関する情報を公表するとともに、施設設置者が周辺居住者等に対して施設運営状況等を説明するよう指導していきます。
- 廃棄物処理施設の設置手続においては、施設設置（予定）者による周辺住民への丁寧な説明や、稼動中の施設に関する周辺住民への維持管理状況についての情報提供が十分に行われるよう指導することにより、住民の不安の解消を図ります。
- また、廃棄物処理施設の設置に当たって、設置者と地元市町村などが環境保全に関する協定を締結する場合には、地域の環境に十分配慮した維持管理基準の設定などについて必要な助言・指導を行い、廃棄物処理施設に係る信頼関係の構築を図ります。
- 焼却施設における熱回収、焼却灰の資源化などの廃棄物の循環的利用や、ごみ処理の高度化を推進するため、廃棄物処理施設の設置手続きにおいて、技術的な助言を行っていきます。

(2) 廃棄物処理センターの健全な運営

ア いわてクリーンセンターの適正な運営・維持管理

- 一般財団法人クリーンいわて事業団が運営する「いわてクリーンセンター」を通じて、産業廃棄物の自県内処理の体制を確立するとともに、適正処理を推進するため、同事業団に対する県の公共関与を継続します。
- 同事業団の長期収支計画等に基づき、引き続き健全な経営が図られるよう指導していきます。
- いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場を着実に整備し、継続的な処理体制の構築や大規模災害時における災害廃棄物の広域的な処理体制の確保を目指します。

イ いわて第2クリーンセンターを活用した適正処理の推進

- P F I 事業者（いわて県北クリーン株式会社）と取り交わした事業契約書に

基づくモニタリングを事業期間中（平成 21 年 4 月～令和 11 年 3 月）実施し、安定運営がなされるよう支援していきます。

- 契約期間の終了に向け、必要な検討及び対応を行っていきます。

第 3 節 廃棄物の適正処理の推進



1 適正処理の推進に向けた監視体制の確保等

- 各広域振興局等に配置している産業廃棄物適正処理指導員等が巡回パトロールを行い、排出事業者等による産業廃棄物の不適正処理や不法投棄が行われないよう監視・指導に取り組みます。
- 併せて、監視カメラやドローンの活用等により、不適正処理の実態の適切な把握に向けて監視体制の強化に取り組みます。
- 不法投棄追放月間に市町村等の関係機関とともに合同パトロールや合同研修会を行うことにより、地域における不適正処理監視・指導体制の連携強化に取り組みます。
- 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案については、代執行に要した費用を原因者に対して追及していくとともに、こうした事案が二度と発生しないように、事案の伝承に取り組みます。
- 県内から廃棄物の不適正処理がなくなるように、排出事業者や処理業者に対する研修会の開催等により、廃棄物の適正処理に係る普及啓発に取り組みます。
- 産業廃棄物の排出者や処理業者の負担を軽減し、かつ廃棄物のトレーサビリティが確保でき、廃棄物処理の DX 化の基盤となる電子マニフェストの普及啓発等を進め、システムの導入促進に取り組みます。
- 県外事業者が、県内で廃棄物を不適正に処理することの無いように、県外からの廃棄物に係る事前協議を通じた廃棄物の適正処理推進に取り組みます。
- 県民や土地所有者等の不適正処理に関する通報義務、行政罰（拘禁刑又は罰金）について規定するなど条例の趣旨を更に進める施策の補充や追加を行っており、今後も法制度の改正に適切に対応するとともに、県の行政レベルを超える課題については、国に対して解決に向けた新たな制度として提案していきます。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進

- PCB が含まれる製品には現在でも使用中のものがあること、PCB 特措法に基づく保管等の届出が行われず、未把握の廃棄物があることから、関係機関と連携し

ながらPCB廃棄物等の掘り起こしを行っています。

- 国及び電気保安関係事業者等と連携し、未処理のPCB使用製品やPCB廃棄物を把握し、必要な指導等を行い、県処理計画の処理期限である令和8年度末まで（高濃度の廃棄物について、高圧変圧器・コンデンサ等は令和3年度末まで、安定器・汚染物等は令和4年度末まで）に、全てのPCB廃棄物の処理完了を目指します。

3 放射性物質汚染廃棄物等の処理の実施

- 県では、国に対して財政支援を継続するよう要望するとともに、自治体が行う住民説明会への同席や、放射性物質のリスクコミュニケーション等を通じて、農林業系副産物の処理に向けた技術的支援を継続して実施していきます。
- 除染実施計画区域外で国の財政支援を受けられない道路側溝汚泥について、一時保管場所を整備する経費の一部を支援しています。
- 国に対しては、除染実施計画区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について財政措置を講じるよう要望していきます。

第5章 循環型地域社会の形成に向けた各主体の役割

廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進し、循環型地域社会の形成を実現するためには、県民、事業者、市町村、県の適切な役割分担による主体的な取組と、関係団体も含めた各主体間の連携、協働が必要です。

そこで、各主体の役割を明確にするとともに、「もったいない・いわて3R運動」の展開などにより各主体の役割に応じた取組や各主体間のパートナーシップの形成を推進します。

第1節 県民の役割

- 廃棄物や資源の枯渇の問題を自らの問題として関心を持ち、ごみの発生抑制を優先する3Rやごみ処理についての理解を深めることが求められます。
- また、日常生活において3R、特に廃棄物の発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を基調としたライフスタイルへの転換を実践するとともに、市町村や県が実施する施策に積極的に協力、参加することが求められます。

第2節 事業者の役割

- 原材料の選択や製造工程を工夫するなど環境配慮型ビジネスへの転換や、産業・地域のゼロエミッション化、地域循環共生圏の構築に取り組むなど、できる限り自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めることが求められます。
- また、廃棄物が貴重な資源であることを認識し、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる業者への処理委託等により、廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を

行うことが求められます。

- 自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正処理を確保することが求められます。
- 廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときには、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択し、受託者の処理能力や処分状況の確認を徹底することにより、廃棄物の不適正処理が行われるリスクを低減することが求められます。
- 製品の製造、加工、販売等に際しては、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供など、廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用を考慮した取組に努めることが求められます。
- また、廃棄物の適正処理による循環型社会の形成のために、適正なコスト負担に対する理解や資源生産性の向上によるコスト削減など、環境経営等に関する一層の理解と取組の促進が求められます。

第3節 市町村の役割

- 自らの区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより住民の自主的な取組を促進することが期待されます。
- また、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用の促進と地域循環圏や資源の循環システムの構築に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、既存施設の長寿命化の手法を含め、適正な中間処理及び最終処分を維持・確保するとともに、ごみ処理広域化計画に掲げる広域6ブロックにおけるそれぞれの取組を推進することが期待されます。

第4節 県の役割

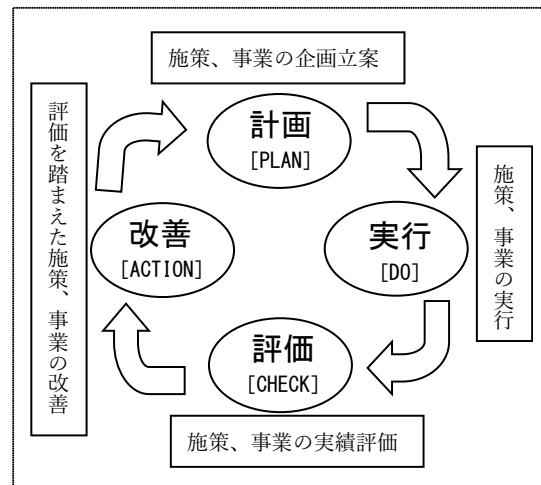
- 本計画の目標達成に向けて総合的な観点から、一般廃棄物及び産業廃棄物について発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進するなど、第4章に掲げる施策を展開することにより、循環型地域社会の形成を推進します。
- 一般廃棄物については、市町村と連携して3R等の意識啓発や環境教育の充実に努めるとともに、処理に係る市町村の責務が十分果たされるよう必要な支援を行います。また、ごみ処理広域化を促進するため、市町村間の調整や技術的助言等の支援を行います。
- 産業廃棄物については、排出抑制及び適正な循環的利用を促進するとともに、適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な監視・指導を実施します。

第6章 計画の推進

第1節 進行の管理

計画の目標の達成や目指す姿の実現を図るためには、施策及び事業について、成果を定期的に把握してその評価を行い、継続的に見直しを行っていくことが必要です。

そのため、毎年度、一般廃棄物や産業廃棄物の実態を調査するとともに、主な施策や事業について、「施策、事業の企画立案」⇒「施策、事業の実行」⇒「施策、事業の実績評価」⇒「評価を踏まえた施策、事業の改善」という政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを実施することによって計画の実効性を高め、適切な進行管理を行います。



第2節 進捗状況の公表

施策の実施状況や計画の進捗状況、目標の達成状況は、毎年度作成する「岩手県環境報告書」により公表するとともに、一般廃棄物や産業廃棄物の実態調査の結果については、県のホームページなどに掲載し、公表します。